

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年3月30日
【事業年度】	第9期(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
【会社名】	株式会社ヤプリ
【英訳名】	Y a p p l i , I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 庵原 保文
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー41階
【電話番号】	03-6866-5730(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 経営管理本部長 角田 耕一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー41階
【電話番号】	03-6866-5730(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 経営管理本部長 角田 耕一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
売上高 (千円)	599,059	1,021,809	1,721,107	2,390,870	3,263,969
経常損失 () (千円)	63,718	162,492	798,928	627,907	931,115
当期純損失 () (千円)	73,874	205,671	789,757	632,776	939,895
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	383,140	383,140	1,097,402	1,983,927	2,544,937
発行済株式総数					
普通株式	24,900	24,900	24,900	11,663,600	12,487,100
A種優先株式 (株)	6,650	6,650	6,650	-	-
B種優先株式	2,191	2,191	2,191	-	-
C種優先株式	-	-	2,721	-	-
純資産額 (千円)	495,013	289,342	929,997	2,070,270	2,251,897
総資産額 (千円)	721,964	482,566	1,922,432	2,862,250	2,995,013
1株当たり純資産額 (円)	9,311.91	58.57	164.30	177.34	180.22
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損失 () (円)	2,966.84	27.53	105.72	69.77	76.67
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	68.6	60.0	48.3	72.3	75.1
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	228,778	698,539	568,611	904,489
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	30,175	602,788	131,573	166,027
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	83,334	2,115,082	1,427,052	913,761
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	220,903	1,034,658	2,024,672	1,867,916
従業員数 (人)	51	88	152	169	215
(外、平均臨時雇用者数)	(2)	(1)	(1)	(3)	(5)
株主総利回り (%)	-	-	-	-	64.0
(比較指標：東証マザーズ指数) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(82.6)
最高株価 (円)	-	-	-	6,260	7,200
最低株価 (円)	-	-	-	4,500	3,040

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 当社は、2020年9月14日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
4. 第5期から第7期の1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
6. 第5期から第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。第8期及び第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
7. 第5期から第9期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
8. 第5期から第7期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。また、第8期及び第9期は、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含む)は、年間の平均人員を()内にて外数で記載しております。
10. 第6期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
- なお、第5期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。
11. 第5期はキャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目を記載しておりません。
12. 当社株式は、2020年12月22日付で東京証券取引所マザーズに上場しているため、第5期から第8期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
13. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、2020年12月22日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

2【沿革】

当社は2013年2月にプログラミング不要でネイティブアプリを簡単に制作、運営できるクラウド型のプラットフォームを提供することを目的として設立されました。当社設立以後における経緯は、次のとおりであります。

2013年2月	東京都港区南青山において資本金5,000千円でファストメディア株式会社を設立 アプリ運営プラットフォーム「Yappli」をリリース
2014年5月	東京都港区六本木へ本社を移転
2015年4月	アジア初開催のイベント「SLUSH ASIA」のスタートアップのピッチコンテストにて準優勝（国内参加スタートアップとしては1位）
2015年9月	アジア最大級のスタートアップ・テクノロジーメディア「Tech in Asia」にて「Amazon Web Services 賞」を受賞
2015年10月	東京都港区赤坂（DAIWA赤坂ビル）へ本社を移転
2016年6月	プライバシーマーク認証取得
2017年4月	社名を株式会社ヤプリーに変更
2018年1月	東京都港区赤坂（国際新赤坂ビル）へ本社を移転 大阪府大阪市北区梅田に大阪支社を開設
2018年10月	有限責任監査法人トーマツが発表した、テクノロジー・メディア・テレコミュニケーション業界の急成長企業のランキング第8回「デロイト 日本テクノロジー Fast50」において50位中7位を受賞
2019年3月	GMO TECH株式会社が提供する「GMOアップカプセル」事業を譲受
2019年6月	東京都港区六本木（住友不動産六本木グランドタワー）へ本社を移転 福岡県福岡市中央区大名に福岡支社を開設
2019年11月	Forbes JAPANが発表した「日本版CLOUD TOP10」において5位で選出
2020年11月	Forbes JAPANが発表した「日本の起業家ランキング2021」において当社代表取締役の庵原保文が6位で選出
2020年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2021年10月	ノーコード顧客管理システム「Yappli CRM」の提供を開始
2022年1月	「Yappli」を用いて制作されたアプリの累計ダウンロード数が1億を突破

3【事業の内容】

当社は、「Mobile Tech for All～モバイルテクノロジーで世の中をもっと便利に、もっと楽しく～」という経営理念の下、アプリ開発技術がなくてもノーコード（プログラミング不要）でネイティブアプリ（*1）を開発、運用できるクラウド型のアプリ運営プラットフォーム（以下、「Yappli」という）の企画・開発・販売を行っております。

なお、当社の事業は、アプリ運営プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

Yappliの機能

Yappliは、ノーコードでありながら、スクラッチ開発（*2）に見劣りしない150以上の充実した機能を搭載しております。以下に主要な機能を記載いたします。

プッシュ配信機能	...	配信タイミングと対象者の掛け合わせからプッシュ通知（*3）を送ることができる機能
ポイントカード機能	...	API（*4）により顧客ポイントサービスと連携しポイントカード/会員証を表示できる機能
スタンプカード	...	QRコードを読み取り、スタンプカードにスタンプを付与することができる機能
エンベッド動画（*5）	...	アプリ内に動画を埋め込み、自動再生できる機能
電子書籍	...	商品カタログやルックブック、チラシ等のあらゆる紙媒体を配信できる機能
アプリ内課金機能	...	配信コンテンツに対して毎月継続型の月額課金を実施できる機能
認証機能	...	事前に登録しているメールアドレス/パスワードでユーザー認証を実行する機能

Yappliは1アプリ（iOS及びAndroidの両方を含む）を1契約としており、主な収入源は、導入時に当社が初期制作サポートを実施した対価として受領する「初期制作収入」、Yappliの利用料及び保守運営料として毎月受領する「月額利用料」であります。「月額利用料」は、ベース利用料金と有料オプション機能やプッシュ通知を受領できる端末数に応じた従量課金方式により加算される追加料金により構成されております。また実現主義の原則に基づいて、サービスの提供が完了し、かつ、対価が成立したと判断される時点で売上を計上しております。具体的には、「初期制作収入」は検収書等に記載されたサポート提供完了日時点で売上を計上し、「月額利用料」は時の経過に伴って売上を計上しております。料金の定価はプランによって異なり、「初期制作収入」で280～360万円、「月額利用料」のベース利用料金は20～70万円、オプション料金は1機能で10万円～となります。

Yappliの機能性・利便性が顧客企業から評価され、2021年12月末時点でYappliの契約アプリ件数は693件、累計アプリダウンロード数は99,909千ダウンロードと順調に推移しました。この結果、2021年12月期の月額利用料は2,527,321千円となりました。月額利用料以外の売上高は736,648千円であり、売上高の23%を占めていますが、その大部分は初期制作収入となります。

また、月次解約率（*6）は2016年12月期より1%未満を継続し、2021年12月期では新型コロナウイルスの影響もある中、0.68%と過去最低を記録しました。さらに、有料オプション機能や従量課金方式による月額料金の追加などで顧客単価も順調に成長し、結果、Net Revenue Retention Rate（*7）は100%以上となります。

Yappliの直近5事業年度の契約アプリ件数、累計アプリダウンロード数（*8）、月次解約率、月額利用料割合（*9）は以下のとおりです。

	2017年 12月期	2018年 12月期	2019年 12月期	2020年 12月期	2021年 12月期
契約アプリ件数（件）	231	317	429	554	693
累計アプリダウンロード数 （千ダウンロード）	14,615	28,729	46,926	72,809	99,909
月次解約率（%）	0.98	0.95	0.82	0.91	0.68
月額利用料割合（%）	62	70	75	79	77

従来のアプリ開発における課題

一般的に企業にとってアプリ開発は、iOSとAndroidの2つの異なるプログラミング言語を用いて行うスクラッチ開発が主流であり、Webの開発よりも難易度が高い挑戦であると考えられます。具体的には、「複数のプログラミング言語に伴う開発コストの多額化」、「慢性的なアプリエンジニアの不足による開発リソース確保の課題」、「継続的な運用管理とアップデートに係る多額な運営コスト」、「開発及び追加改修による開発期間の長期化」などの課題点が挙げられます。

Yappliが選ばれる理由

Yappliでは、上記の様な企業におけるアプリ開発、運用の多くの課題をSaaS（*10）型のアプリ開発プラットフォームの提供により解決しております。Yappliであれば、顧客企業にアプリ開発技術が無くても、ドラッグ・アンド・ドロップなど直感的な操作でデザインの設計、変更、機能の登録、プッシュ通知の送信などiOSとAndroidの2つのネイティブアプリの開発、運用が同時に可能となります。

当社が提供するYappliの強みは、クラウドを経由してノーコードで開発・運用・分析に関わる機能をワンストップで提供する点となりますが、サービスの主たる特徴については以下のとおりであります。

ノーコードでネイティブアプリをスピード開発

Yappliを利用することで、顧客企業にとってエンジニアは不要であり、知識がなくてもノーコードで幅広いデザインのiOSとAndroidのネイティブアプリをスピード開発することが可能となります。エンジニア採用の市場は競争が激化しており、インターネット事業を主軸としない企業による開発組織の構築は難易度が高い状況です。Yappliはこのようなアプリ開発における根本的なハードルである開発リソースの確保と開発コストの多額化という課題を解決しております。

機能やデザインを自在に更新することが可能な管理画面

スクラッチ開発の場合はアプリ開発後の運用に関しても外部へ委託する為、多大な費用とコミュニケーションコストを要します。Yappliは管理画面を通じて直観的な操作で更新作業が実施でき、作業を即時確認できるプレビューやタイマー、バックアップ機能などを搭載しており、機能やデザイン変更、アプリストア申請管理までの全てを実現することが可能となります。

顧客属性やエリア情報、行動データに基づくプッシュ通知機能

ネイティブアプリのプッシュ通知はWebにはない特有な機能であり、利用者のエンゲージメントを高める効果を発揮し、優良顧客を創出します。Yappliでは、性別や誕生日などのユーザー属性情報、GPS位置情報によるエリア情報、アプリ起動日やクーポン利用などによる行動データ、プッシュAPI（*11）で顧客システムと連携した会員情報などの組み合わせによるユーザーセグメントに基づくプッシュ配信が可能となります。

ユーザーのアプリ活用状況についてのデータ分析

ユーザーのアプリ内の行動やアクション、流入経路などが可視化されたダッシュボードで素早いPDCAサイクルを運用することが可能となります。また、その他にもGoogleアナリティクス（*12）やAppsFlyer（*13）を用いたデータ分析、DMP（*14）やDWH（*15）とのデータ統合を行うことも可能です。

クラウドで進化

600社以上の導入実績で培ってきたノウハウから、年間200回以上の機能改善や、アプリ運用の効果につながる新機能の搭載、最新OSに対応する為のアップデートなどもクラウド上で素早く自動で対応しており、常に最新のモバイルテクノロジーにアクセスすることが可能です。

サクセス支援

600社以上のアプリ導入実績をもとに、リリース後の課題分析やダウンロード施策など顧客企業の成長を支援しております。具体的には、顧客企業へのレクチャー会やセミナーを通して成功事例やネイティブアプリ運用のノウハウを提供しております。

Yappliが提供するソリューション

上記の特徴を活かし、Yappliでは産業や業態にとらわれない様々なアプリの活用シーンに対してパッケージ化したソリューションを提供しております。

Yappli for Marketing

店舗・施設への集客支援・・・オムニチャネル（*16）対応として店頭のパッケージやQRコードを読み取りECサイトへ送客する機能や、O2O（*17）対応としてクーポン配信、ショップ検索、ポイントカード、スタンプカード等でオンライン上から店舗の集客を支援する機能を備えております。また、プッシュ通知で確実に顧客にリーチし、セグメント配信で最適なメッセージを配信することが可能であり、ジオプッシュ（*18）でお店やイベントの情報配信を配信することも可能となります。

ECサイトへの集客支援・・・プッシュ通知やアプリのパーソナライズ化によって、ECサイトの集客を支援する最適なアプリを開発することが可能となります。また、分析ツールによって、プッシュ通知の開封率やアプリ経由の売上、プロモーションの測定効果などを計測して、素早いPDCA運用を実現することが可能となります。

Yappli for Business

販売支援・・・・・・・・・・紙のカタログや営業資料をアプリに集約することで、新商品の情報や仕様変更をリアルタイムに反映し、常に最新の情報を取引先へ届けることが可能となります。併せて、紙媒体の印刷費用から、内容変更のたびににかかる工数、保管費用など様々なコストを削減することが可能となります。また、販売ノウハウ動画をアプリで配信して、営業人材の育成を支援することも可能です。

スタッフ教育支援・・・・・・・・全国的自社店舗や支店、フランチャイズ店に接客マニュアルや研修動画を配信することで、スタッフの接客スキルの向上やサービス品質の標準化に貢献いたします。また、社内報をアプリ化することで、企業ミッションの浸透や経営者の思いを届けることが可能となり、従業員のエンゲージメントを高めることが可能となります。

その他のソリューション

オウンドメディア（*19）・・・エンベッド動画（アプリ内自動再生）、ポッドキャスト（*20）（音声等のデータ公開）、紙媒体のデジタルカタログ化によりオウンドメディアの運営が可能となります。

学校支援・・・・・・・・・・学生手帳や学内掲示板の情報をアプリを通じて電子化することで各学生に応じた最適な情報配信が可能となります。

金融機関向け・・・・・・・・GPSを用いた支店やATMの検索や、店舗窓口やATMに足を運ばなくても、アプリ内で入金や出金状況を確認することが可能な残高照会機能を提供しております。

（*1）ネイティブアプリとは、スマートフォンやタブレットのホーム画面に、App StoreやGoogle Playなどのアプリケーションストア経由でインストールして使用するアプリをいいます。

（*2）スクラッチ開発とは、特定のパッケージ製品のカスタマイズや機能追加などによらず、全ての要素を個別に最初から開発することを指します。

（*3）プッシュ通知とは、スマートフォンのアプリにユーザーにとって必要な情報を配信し、表示や音で通知する機能を指します。

（*4）APIとは、アプリケーションプログラミングインターフェース（Application Programming Interface）のことで、あるコンピュータ・プログラムの機能や管理するデータ等を外部の他のプログラムから呼び出して利用するための手順やデータ形式等を定めたものであります。

（*5）エンベッド動画とは、アプリ上に埋め込まれた動画を指します。

（*6）月次解約率とは、既存契約の月額課金額に占める、解約に伴い減少した月額課金額の平均割合であります。

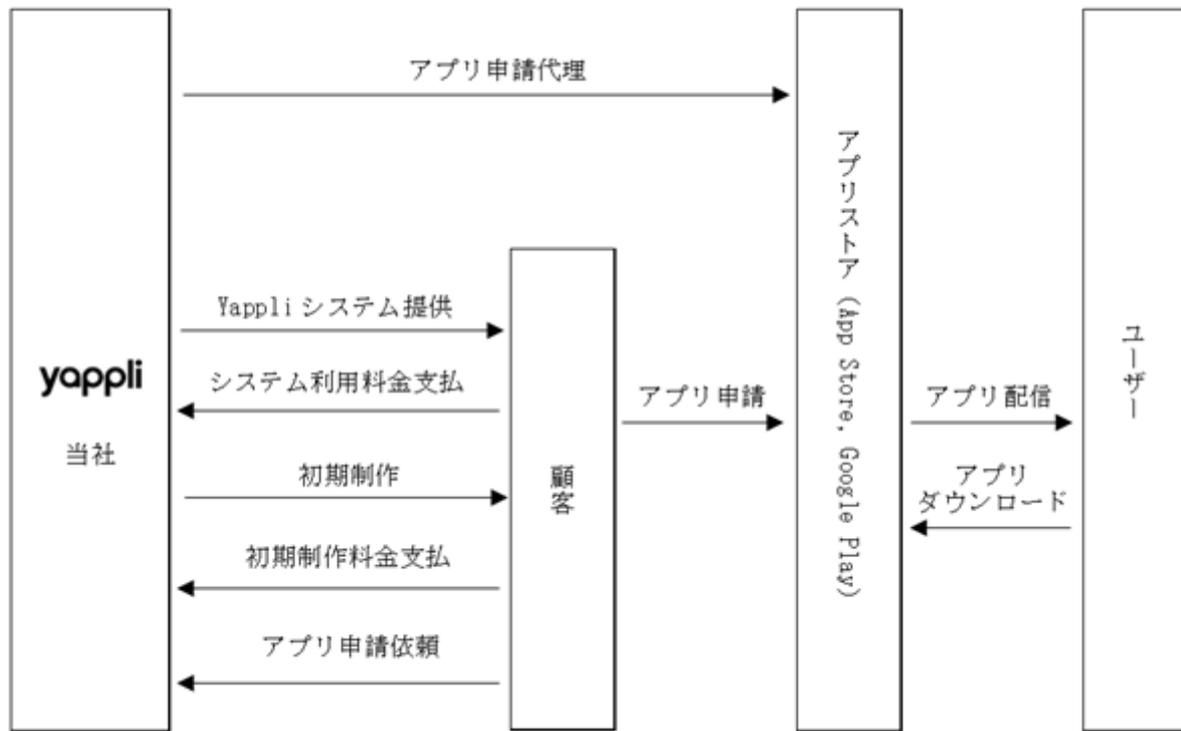
（*7）Net Revenue Retention Rateとは、既存顧客の売上の対前年度比率を指します。

（*8）累計アプリダウンロード数とは、Yappli上で開発されたアプリの累計ダウンロード数を指します。

（*9）月額利用料割合とは、売上高全体に占める月額利用料の割合であります。

- (* 10) SaaSとは、「Software as a Service」の略称であり、サービス提供者がソフトウェア・アプリケーションの機能をクラウド上で提供し、ネットワーク経由で利用する形態を指します。
- (* 11) プッシュAPIとは、プッシュ通知を配信する際に対象となるユーザーを限定するために会員情報などのデータ等を外部のサーバーなどから呼び出して利用するための手順やデータ形式等を定めたものではありません。
- (* 12) Googleアナリティクスとは、Googleが提供するホームページやアプリといったWebコンテンツのアクセス解析ができるツールを指します。
- (* 13) AppsFlyerとは、アプリ広告の効果測定プラットフォームを指します。
- (* 14) DMPとは、「Data Management Platform (データ マネジメント プラットフォーム)」の略で、インターネット上に蓄積された様々な情報データを管理するためのプラットフォームのことを指します。
- (* 15) DWHとは、「Data WareHouse」の略で、目的に応じて使えるように膨大な量のデータを格納するシステムを指します。
- (* 16) オムニチャンネルとは、実店舗やオンラインストアをはじめとするあらゆる販売チャネルや流通チャネルを統合すること、及び統合販売チャネルの構築によって、どのような販売チャネルからも同じように商品を購入できる環境を実現することを指します。
- (* 17) O2O (オー・ツー・オー) とは、Online-to-Offlineの略で、ネット上 (オンライン) から、ネット外の実地 (オフライン) での行動へと促す施策のことや、オンラインでの情報接触行動をもってオフラインでの購買行動に影響を与えるような施策のことを指します。
- (* 18) ジオプッシュとは、プッシュ通知と位置情報を組み合わせた通知機能を指します。
- (* 19) オウンドメディアとは、自社発行の広報誌やパンフレット、インターネットの自社ウェブサイト・ブログ等、企業が自ら所有し、消費者に向けて発信する媒体を指します。
- (* 20) ポッドキャストとは、インターネット上で音声や動画等のデータファイルを公開する方法の一つであり、インターネットラジオ・インターネットテレビの一種を指します。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
215 (5)	34.3	2.3	6,702

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマーを含む。）は、年間の平均人員を（ ）内にて外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社はアプリ運営プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
4. 従業員数が当期中において46名増加しておりますが、これは業務拡大に伴う人員の増加によるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社において、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「Mobile Tech for All～モバイルテクノロジーで世の中をもっと便利に、もっと楽しく～」という経営理念を掲げ、アプリ開発技術がなくてもノーコード（プログラミング不要）でネイティブアプリを開発、運用できるクラウド型のアプリ運営プラットフォーム「Yappli」を提供しております。ノーコードプラットフォームの歴史は長く、2000年代にはWebサイトをノーコードで開発するプラットフォームが出現、その後台頭し、昨今ではECサイトをノーコードで開発できるプラットフォームが躍進しております。当社は、世界的にも珍しいスマートフォンアプリを開発するプラットフォームを提供しており、その分野においてリーディングカンパニーであると考えております。当社は、このYappliを通じて、全ての企業に対してアプリのテクノロジーを開放してまいりたいと考えております。

(2) 経営戦略等

当社は以下の事項を中長期的な経営戦略の方針としております。

機能開発を通じたターゲット業界の深耕・拡大（大手企業向けの戦略）

当社の提供するYappli for Marketingは、顧客企業の販売促進や消費者のロイヤリティ向上、ECにおける効果的なモバイルインターフェイスの提供や実店舗とオンラインショップのハブとなることで、売上高を成長させるという明確なメリットを顧客企業に提供しております。衣服、雑貨、日用品などを取り扱うグローバルブランド、専門店、百貨店、GMS（General Merchandise Store：総合スーパー）、EC専門店などの小売業態や外食チェーン、スーパーなどの業態での導入が進んでおります。また、Yappli for Businessでは、自社の商品・商材の紙カタログや社内報などの電子化や従業員の研修コンテンツをアプリ上で配信するなどの目的で、DX（デジタル・トランスフォーメーション）（*1）を推進する様々な企業に業界横断的に導入が進んでおります。今後、さらなる機能開発を通じて、既に顧客ニーズが顕在化しているYappli for MarketingとYappli for Businessのシェア拡大と、新しいソリューションの提供を通じた未開拓の市場におけるターゲット業界の拡大を志向しております。

ライトプランの展開（中小企業向けの戦略）

当社の提供するYappliは大企業を主要なターゲットとしておりますが、そこで培ったノウハウと高品質な機能を中小企業に提供するライトプランのローンチを2022年春に計画しております。具体的なプランの内容は、豊富なテンプレートを組み合わせ顧客企業自ら作成するセルフサブ型で、初期費用不要、月額料金数万円台で提供する予定です。このライトプランによって、国内の中小企業の広大なマーケットの開拓を目指し、さらには2023年度には海外市場への展開も目指しております。

Yappli CRMのプロダクト、ビジネス基礎の構築

当社は2021年10月にノーコードの顧客管理システムである「Yappli CRM」をローンチし、ユーザーとのタッチポイントであるアプリに加え、バックエンドのデータ領域へと当社のドメインを拡大いたしました。Yappli CRMは開発不要でアプリと連携することができ、ポイントカードや電子マネーの発行・管理などCRMならではの機能を実装することが可能です。提供価格は初期費用100万円、月額10万円からスタートすることができます。今年度はこのYappli CRMのプロダクト、ビジネスの基礎の構築を目指しております。

新規事業の模索

Yappli CRMのローンチにより、当社はユーザーとのカスタマータッチポイントであるアプリの領域からバックエンドのカスタマーデータの領域にそのドメインを拡大いたしました。今後は、Web、EC、Email、チャットなどアプリ以外のカスタマータッチポイントやデータ領域での新規事業の開発、M&Aの可能性を模索して参ります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社が顧客を獲得して売上を計上するまでのプロセスは以下に記載のとおりとなります。当社では、アプリ運営プラットフォーム事業において、売上高の継続的かつ累積的な増加を実現するため、各プロセスに関連する重要な経営指標は、契約アプリ件数、月次解約率、月額利用料割合であると考えております。

(顧客獲得～売上計上のプロセス)

- リード獲得(*2)・・・当社マーケティング部門のマーケティング施策による潜在顧客リードの獲得
- 商談獲得・・・・・・・・・・当社インサイドセールス(*3)による潜在顧客への啓蒙活動や架電による商談の獲得
- 契約受注獲得・・・・・・・・・・当社フィールドセールス(*4)の商談の実施による契約受注の獲得
- アプリ制作、申請・・・・・・・・・・当社ディレクター(*5)、デザイナーによるアプリの制作、アプリストア申請
- アップセル、解約防止・当社カスタマーサクセス(*6)による、顧客のアプリ運用の成功支援

(4) 経営環境

以下に記載の統計データは、過去のデータ及び一時点における予測値であり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。統計データに関する予測は、高い不確実性を伴うものであり、大きく変動する可能性があります。また、出典元の予測機関は、予測値の達成を保証するものではありません。

近年の情報通信技術の進化によって、インターネットの利用は社会全体に浸透し、DX(デジタル・トランスフォーメーション)が進みつつあります。企業においてもDXを後押しする傾向にあり、㈱富士キメラ総研公表の「2020 デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望」(2020年9月)によれば、この市場規模は2030年度には3.0兆円に到達すると予測されております。

一方、日本は他国と比較すると人口に対するIT技術者の割合が0.97%(世界35位)と低く(ヒューマンリソシア株式会社「2021版:データで見る世界のITエンジニアレポートvol.4」(2021年9月)より)、このようなデジタル化を下支えするIT人材の供給は年々不足が拡大していく(経済産業省「平成30年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備(IT人材等育成支援のための調査分析事業)-IT人材需給に関する調査-」(みずほ情報総研委託)(2019年3月)より)と予測されております。さらに日本では、欧米と比較すると、IT企業に就職するIT人材の割合が高く(経済産業省「ITシステム「2025年の崖」克服とDXの本格的な展開」(2018年9月)より)、非IT企業は益々エンジニアリソースの不足を強いられる傾向にあると推察されます。

上記の背景の中、エンジニアを必要とせずクラウド上からソフトウェアを利用することができるSaaSの国内市場は2025年度では2020年度比86.8%増の1兆4,607億円(株式会社富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場2021年版」(2021年8月)より)に拡大することが見込まれております。また、総務省公表の「我が国のICT現状に関する調査研究(2018年3月)」によると、2017年の日本のSaaS導入率は41%に対して米国の導入率は79%であり、国内のSaaS市場は米国と比較するとまだまだ拡大する余地があることが推察されます。

当社の事業ドメインである、スマートフォンアプリの市場環境に関しては以下のとおりとなります。

総務省公表の「令和3年版 情報通信白書」(2021年7月)によれば、携帯通信端末は従来型のフィーチャーフォンからスマートフォンに変化しており、スマートフォンの普及は2007年に米国でiPhoneが初めて発売されてから、わずか10年足らずで、加速的に普及してまいりました。2020年の世界のスマートフォン市場規模は3,389億ドル、出荷台数は12.9億台に対し、2023年には市場規模4,038億ドル、出荷台数は15.3億台にまで拡大すると推計されております。

我が国におけるスマートフォン個人保有率についても、2011年は14.6%(総務省「令和元年通信利用動向調査の結果」(2020年5月)より)であったものの、2020年では69.3%まで上昇しており、特に20代及び30代では90%を超える高い保有率であります(総務省「令和3年版情報通信白書」(2021年7月)より)。スマートフォンが普及したことによって、日常の様々な場面でアプリが使われるようになり、アプリのダウンロード数は2017年に1,781億ダウンロード(data.ai「アプリ市場予測2017-2022年版」(2018年5月)より)であったものの、2021年には2,300億ダウンロードへと増加いたしました(data.ai「モバイル市場年鑑2022」(2022年1月)より)。

また、経済産業省公表の「令和2年度 産業経済研究委託事業(電子商取引に関する市場調査)」(2021年7月)によれば、物販のBtoC-EC市場規模は2020年で12兆2,333億円であり、このうちスマートフォン経由の市場規模は6兆2,269億円あります。市場規模に占めるスマートフォン経由の割合は50.9%で、2015年の27.4%と比較すると23.5ポイントの増加となり、今後もBtoC-EC市場規模及びスマートフォン経由比率ともに増加することが見込まれております。

さらに、ニールセンデジタル株式会社「ニールセンモバイルネットビュー2020」(2020年3月)によると、2019年の国内のスマートフォン経由でのオンライン滞在時間の内訳は全体の92%がアプリ経由で行われている事が発表されております。

上記のとおり、国内のDXが加速する一方、IT人材の不足は拡大することが予見される背景のもと、国内のSaaS市場は益々拡大し、あわせてスマートフォンアプリの必要性も継続的に拡大することが予見されております。このような市場環境の中、ノーコードでネイティブなアプリを簡単に開発、運用できる当社のYappliの重要性は益々高まっていくと考えております。

(5) 市場規模

当社はYappliを通じて、アプリ開発・運用における既存のバリューチェーンにおけるシステムインテグレーターや代理店などの外部委託先が担う役割を代替してまいります。また、当社は、今後カタログやチラシなどの紙媒体やダイレクトメールなどのツールがデジタル化により益々アプリへ移行する可能性がある想定しており、これらの市場規模を合算してYappliが将来捕捉する可能性のあるTAM(*7)の規模を約3.8兆円と推計しております。また、短期的にYappliの優先的なターゲットとなりうる企業数を選定し、そこから推計したSAM(*9)を約1.5千億円程度と考えております。

(6) 競合環境

当社はYappliの開発に創業前から累計約10年の歳月を注ぎ、サービスの機能拡充、UI/UX(*11)の向上、顧客満足度向上、特許取得などに努め、日本を代表する企業との契約や低い解約率を維持するなどYappliの優位性を確保してまいりました。昨今、スマートフォンアプリの市場拡大により、複数の企業が類似するサービスを提供しておりますが、主に中小企業向けの機能に留まっており、中～大企業に向けて提供する企業は業界にも当社のみであると考えております。従って、当社の主な競合は、スクラッチでネイティブアプリの開発を行うシステムインテグレーターとなります。システムインテグレーターとは提供するサービスの特性上、明確な差別化(プログラミング不要で開発・運用・分析を一手に担えるプラットフォーム、個別のカスタマイズは行わない代わりにYappli上で活用できる機能を継続的に拡充、サクセス支援、自動OSアップデート、毎月継続型の料金体系など)を実現しており、市場においてユニークな立ち位置を築いていると考えております。

(7) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社が属するアプリ業界での国内外の競争が激化する中において、安定した収益を確保し続けるために、対処すべき課題として以下の点に取り組んでおります。

サービス、プロダクトの強化

当社は、Yappliについて、技術開発が競争力の根幹であるという認識の下、システムの自動化・安定性・拡張性等の強化に取り組んでまいります。そのためには、優秀な人材の確保と人材の継続的な育成、付加価値の高い企業との提携、M&Aの実施などに取り組み、サービスの強化に努めてまいりたいと考えております。

利益及びキャッシュ・フローの創出

当社は、事業拡大のため、開発投資や広告宣伝活動等に積極的に投資を進めており、2021年12月期は営業損失を計上しております。当社の収益の中心であるSaaSビジネスは、ユーザーに継続して利用されることで収益が積み上がるストック型の収益モデルになります。

一方で、開発費用やユーザーの獲得費用が先行して計上される特徴があり、短期的には赤字が先行することが一般的です。今後も、Yappli強化のための開発活動や、認知度向上のためのマーケティング活動への投資を通じて、中長期的な利益及びキャッシュ・フローの最大化に努めてまいります。

(* 1) DX (デジタル・トランスフォーメーション) とは、「デジタルの変革」を指し、ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることを言います。

(* 2) リードとは、マーケティング施策により獲得した潜在顧客の連絡先のことを言います。

(* 3) インサイドセールスとは、SaaS業界において潜在顧客へのサービスの啓蒙活動や商談設定に従事する部隊を言います。

(* 4) フィールドセールスとは、SaaS業界において潜在顧客との商談を実施して契約の受注を獲得する部隊を言います。

(* 5) ディレクターとは、当社においては、アプリの制作や申請について顧客と協議をし要件の定義をおこない、アプリストア申請が完了するまでのディレクションを行う部隊を言います。

(* 6) カスタマーサクセスとは、SaaS業界において契約後の顧客のサービス活用に関するナレッジを共有するなどをして、顧客のサービス導入の目的を達成する(カスタマーサクセス)支援を行う部隊を言います。

(* 7) TAMとは、Total Addressable Marketの略称で「さまざまな条件が満たされたときに実現される、あるプロダクトの最大の市場規模」を言い、当社が本書提出日現在で営む事業に係る客観的な市場規模を示す目的で算出されたものではありません。Yappliが将来捕捉する可能性のあるTAMは、一定の前提の

下、外部の統計資料や公表資料を基礎として、下記（*8）に記載の計算方法により、当社が推計したものであり、これらの資料やそれに基づく当社の推計は、高い不確実性を伴うものであり、大きく変動する可能性があります。また、出典元の予測機関は、予測値の達成を保証するものではありません。

（*8）TAMの計算にあたっては、以下の数値を合算して推計しております。

- ・デロイトトーマツミック経済研究所株式会社「クラウドSI市場の実態と展望2018年版」（2018年3月）掲載のクラウドSI市場の市場規模の2020年の予測値
- ・日本印刷産業連合会「SMATRIX2020」（2013年9月）より商業印刷市場規模の2020年の予測値
- ・株式会社電通「2021年 日本の広告費（2022年2月）」掲載のダイレクトメールの市場規模の2020年の実績値

（*9）SAMとは、Serviceable Available Marketの略称で、TAMの中でターゲティングした部分の需要のことを言い、一定の前提の下、外部の統計資料や公表資料を基礎として、下記（*10）に記載の計算方法により、当社が推計したものであり、これらの資料やそれに基づく当社の推計は、高い不確実性を伴うものであり、大きく変動する可能性があります。また、出典元の調査機関は、数値の正確性を保証するものではありません。

（*10）株式会社FORCASのデータベース“FORCAS”より、売上高10億円以上、社員数20人以上のアパレル、小売、EC、飲食店、製造業、ホテル、不動産・建設、金融、他サービス業界の企業数（2021年6月時点）を合計した数値に、新規獲得の月額利用料と初期制作収入の2021年1月～6月の平均単価を基に算出した当社サービスにおける1社あたりの平均年間契約金額を積算して推計しております。

（*11）UIとはUser Interfaceの略称でユーザーが電子端末を操作する際の入力や表示方法などの仕組みを言います。また、UXとは、User Experienceの略称でサービスなどによって得られるユーザー体験を言います。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、将来において発生する可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) モバイルアプリ市場について

当社が事業を展開している国内モバイルアプリ市場の売上高は、2016年の126億ドルから2020年には259億ドルまでに成長しており（出展：総務省「令和3年版 情報通信白書」）、当社は今後も引き続き同市場を基盤とした事業を展開する計画であります。しかしながら、今後、経済情勢や景気動向により同市場の拡大が鈍化、縮小するような場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合他社の動向について

当社事業は、プログラミング不要でネイティブアプリを簡単に開発、運用できるクラウド型のアプリ運営プラットフォームを提供しております。現時点において当社事業と同様にノーコードでアプリを開発、運用できるプラットフォームを大企業向けに提供している競合他社は存在しないと考えております。しかしながら、競争環境激化により当社と同様のシステムを大企業向けに提供する競合他社が参入し、当社の優位性が失われるような場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 技術革新について

当社が事業を展開している国内モバイルアプリ市場は、技術革新が早く、当社の優位性を維持するためには、技術革新に即座に対応する必要があります。当社では、各種イベントやセミナーへの参加や社内の定期的な勉強会等を通じて、モバイルアプリ市場の技術革新の動向を把握するとともに、それに対応した新サービスの提供ができるよう努めております。しかしながら、当社が技術革新に対応できないような場合、または、当社が対応できないような技術革新が生じた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) モバイルアプリに代わるツールの普及について

当社サービスを利用する顧客の多くはモバイルアプリをユーザーへのマーケティング、もしくは情報共有のツールとして使用しております。しかしながら、将来的にモバイルアプリに代わるツールが出現、普及した場合に、当社のサービス利用が減少し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 単一セグメントであることについて

当社事業はアプリ運営プラットフォーム事業の単一セグメントであることから、市場の変化の影響を受けやすい性質があります。当社は、市場の変化に対して臨機応変に対応する方針ではありますが、市場全体が縮小を続ける等、当社の対応に限度があるような場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 先行投資に伴う財務的影響について

当社が運営するアプリ運営プラットフォーム事業においては、システムの機能性・利便性の向上及び市場シェアの獲得が重要と考えており、先行的にシステム開発人員に係る人件費やマーケティング活動費用として広告宣伝費を投下しています。このため、当社は過年度の業績に関して継続的に赤字を計上しており、2020年12月期及び2021年12月期において、営業キャッシュ・フローがマイナスの状況となっております。

当社では、今後は費用対効果を見ながら先行的な投資を継続しつつ、その他の費用に関しては意味のある改善を実施し、収益性の向上に努める方針であります。費用対効果に係る測定方法として、具体的には、LTV/CAC（*1）の水準をグローバルのSaaS業界の優良の水準とされる3～5倍（*2）を目標として、3～5倍水準で先行的な投資をコントロールすることを目指しております。しかしながら、経営環境の急激な変化等のリスクの顕在化等により、これらの先行投資が想定通りの成果に繋がらなかった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

（*1）LTV/CACとは、顧客1契約あたりの生涯に生み出す収益（Life Time Value）を、1契約の顧客獲得コスト（Customer Acquisition Cost）で割り戻した数値を言います。当社では（（新規獲得の顧客単価×粗利率÷月次解約率）+初期制作収入単価×粗利率）/（（セールス人件費+マーケティング人件費+広告宣伝費+デモアプリ制作費）/新規顧客数）により算出しており、デモアプリ制作費とは、顧客に納品する初期的なアプリ制作に係る当社従業員の人件費を指します。

(* 2) Bessemer Ventures Partnersのレポート“ State of the cloud 2020 ”にて提唱されている水準でありま
す。

(7) 知的財産権について

当社は、当社が運営する事業に関する技術・商標等の知的財産権の保護を図っております。しかしながら、当社が使用する技術・商標等の知的財産権について、何らかの理由で第三者からの侵害を保護できない場合、または、保護に多額の費用が発生する場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の提供するサービスが第三者の技術・商標等の知的財産権を侵害しないように留意しており、当社は現在まで第三者の知的財産権を侵害したとして損害賠償や使用差止めの請求を受けたことはありません。しかしながら、第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、当社が認識せずに他社の知的財産権を侵害してしまう可能性は否定できません。このような場合、当社に対する訴訟等が発生し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 個人情報の管理について

当社が提供するYappliでは、アプリ内でのユーザーの操作履歴をビッグデータとして活用するものの、当該データは個人が特定されるものではありません。そのため、Yappliで基本的に個人情報は取得していませんが、一部のサービスにおいては顧客へのサービス提供のために個人情報を取得することがあります。取得した個人情報については、外部漏洩や不正利用等の防止のため、情報セキュリティ基本方針を定め、この方針に従って情報資産を適切に管理・保護しております。また、当社は個人情報保護のために、プライバシーマークを取得しており、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。しかしながら、悪意あるハッキングやコンピューターウイルス等により、当社が保有する個人情報が漏洩、盗用等される可能性を完全に排除することは困難であります。当社が保有する個人情報が漏洩、盗用等されることとなった場合、当社の社会的信用が失われるとともに、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) システムや通信インフラ環境について

当社事業は通信ネットワークやサーバー等のネットワーク機器の作動環境に依存しております。当社が構築しているコンピュータ・システムは、適切なセキュリティや保護手段を講じておりますが、自然災害や不正アクセス等によって通信ネットワークの切断やネットワーク機器の障害が発生した場合、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) Apple Inc.及びGoogle LLCの動向について

当社サービスにおいて主に提供されるモバイルアプリは、Apple Inc.及びGoogle LLCのプラットフォーム運営事業者の仕様に従い、アプリ提供の申請、承認を受けることが重要な前提条件であります。これらのプラットフォーム運営事業者の動向や著しい仕様変更によっては、当社の事業展開や事業運営に影響を与え、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 内部管理体制の強化について

当社は、現在の事業規模に応じた内部管理体制を整備・運用しており、今後は事業規模の拡大に合わせ、内部管理体制も強化させていく方針であります。しかしながら、事業規模の拡大及び人員の増加に合わせ、適時に内部管理体制の強化ができなかった場合、適切な事業運営が行えず、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 人材の獲得及び育成について

当社が今後成長を続けるためには、各方面で優秀な人材を配置することが必要不可欠であります。そのため、既存の人材の育成はもちろんのこと、優秀な人材の獲得にも努めております。しかしながら、人材の育成・獲得が円滑に進まない場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 法令について

当社は、電気通信事業法等、企業活動に関わる各種法令の規制を受けております。現在のところ、当社事業に対する各種法規制の強化等が行われるという認識はありませんが、今後国内において新たにプライバシー関連法規の制定やインターネット関連事業者を規制する新たな法律等による法的規制の整備・強化がなされた場合、当社の業務が一部制約を受け、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 訴訟について

当社では、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的にコンプライアンス規程を整備し従業員へ周知することで、法令違反などの発生リスクの低減に努めており、本書提出日現在において訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、事業を展開する中で、当社が提供するサービスの不備や取引先、第

三者との間での予期せぬトラブルの発生等により何かしらの問題が生じた場合には、これらに起因した損害賠償の請求、訴訟の提起がなされる可能性があります。その場合、当該訴訟に対する防御の為に費用と時間を要する可能性がある他、当社の社会的信用が毀損され、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 新型コロナウイルスの影響について

現在、我が国の新型コロナウイルス等の感染症の状況は、オミクロン株の拡大により依然予断を許さない状況にあります。このような環境下、当社ではオンラインでの顧客面談やセミナーの開催等により営業活動を進め、事業環境の変化に対して柔軟な対応を図っております。

しかしながら、新型コロナウイルス等の感染症、伝染病の流行の影響により経済活動が停滞はじめてから約2年間が経過し、今後の経済活動の停滞がさらに悪化する場合は、当社の顧客の業績が悪化し当社サービスの解約や商談中の案件が失注となる可能性があります。また、展示会等の延期・中止等により十分な広告宣伝活動を行う事ができず当社サービスへの問い合わせの減少や、テレワークの影響等により問い合わせから契約成立までのリードタイムの長期化により新規顧客に対する売上高の計上遅れ・減少等が生じ、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、役員及び従業員に対するインセンティブを目的として新株予約権を付与しており、事業年度末現在における付与数は2,498個であり、発行済株式総数に対する潜在株式数の割合は、6.00%となります。これらの新株予約権が行使された場合、当社株式が発行され、既存株主が保有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

(17) 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元については経営の重要課題の一つと位置付けておりますが、当社は現時点において配当を実施しておりません。今後におきましては、経営成績、財政状態、事業計画の達成状況等を勘案しながら、株主への利益配当を検討していく方針であります。しかしながら、当社の事業が計画通り推移しない場合など、配当を実施できない可能性があります。

(18) 資金使途について

当社のSaaS型アプリ運営プラットフォーム事業においては、上場後の現在においても、システムの機能性・利便性の向上及び市場シェアの獲得が重要と考えております。そのため、上場時に調達した資金の使途につきましては、システム開発や事業拡大に伴う人件費及びマーケティング費用へ積極的に投資していきたいと考えております。

しかしながら、インターネット関連市場は変化が激しく、その変化に柔軟に対応するため、上記計画以外の使途に使用する可能性があります。また、上記計画通りに資金を使用したとしても当初想定していた事業規模の拡大が進まない可能性があります。なお、将来にわたっては、資金調達の使途の前提となっている事業計画・方向性が見直される可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は以下のとおりであります。

財政状態の状況

（資産）

当事業年度末における資産合計は2,995,013千円となり、前事業年度末に比べ132,762千円増加いたしました。これは主に、売上高増加に伴う売掛金の増加が163,851千円、敷金の差入による差入保証金が140,952千円増加した一方で、現金及び預金が156,756千円減少したことによるものであります。

（負債）

当事業年度末における負債合計は743,115千円となり、前事業年度末に比べ48,864千円減少いたしました。これは主に、借入金の返済により短期借入金77,780千円、長期借入金（1年内返済予定含む）が124,992千円減少した一方で、未払金の増加31,532千円、未払費用の増加68,763千円があったことによるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は2,251,897千円となり、前事業年度末に比べ181,627千円増加いたしました。これは、第三者割当増資による新株発行等に伴い、資本金及び資本準備金が各561,009千円増加した一方で、当期純損失を計上したことにより、利益剰余金が939,895千円減少したことによるものであります。

経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大や世界経済悪化の影響などにより極めて厳しい状況となりました。一方、企業や人々の生活のデジタル化やモバイルシフトは引き続き促進しており、当社が属するモバイルアプリ業界の重要性はますます高まっております。

当社は、「Mobile Tech for All」という経営理念の下、アプリ開発技術がなくてもノーコード（プログラミング不要）で誰でも簡単にスマートフォンアプリの開発・運用を行うことができるプラットフォーム「Yappli」を提供しております。「Yappli」は従来の企業のアプリ開発における様々な課題を解決するだけでなく、顧客企業自ら効率的にアプリを運用することを可能にするため、アプリ運用における成果を生み出しやすいサービスとなっております。

また、2021年10月にはノーコードの顧客管理システムである「Yappli CRM」をローンチし、ユーザーとのタッチポイントであるアプリに加え、バックエンドのデータ領域へと当社のドメインを拡大いたしました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高3,263,969千円（前期比36.5%増）、営業損失928,548千円（前事業年度は営業損失590,038千円）、経常損失931,115千円（前事業年度は経常損失627,907千円）、当期純損失939,895千円（前事業年度は当期純損失632,776千円）となりました。また、各段階損失が発生した主たる要因としては、売上高は成長しているものの、先行投資としての人件費や広告宣伝費等の回収に至っていないことが背景にあります。

なお、当社はアプリ運営プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、1,867,916千円となり、前事業年度に比べ156,756千円減少となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は904,489千円となりました。これは主に、税引前当期純損失を931,115千円計上、売上債権が160,249千円増加した一方で、未払金が34,378千円、未払費用が68,763千円増加したこと及び減価償却費を33,173千円、のれん償却費を28,116千円計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は166,027千円となりました。これは、敷金の差入による支出が141,950千円、有形固定資産の取得による支出が24,077千円あったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は913,761千円となりました。これは主に、株式の発行による収入が1,022,149千円及び新株予約権の行使による株式の発行による収入が95,340千円あった一方で、短期借入金の純減少額が77,780千円、長期借入金の返済による支出が124,992千円あったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

当事業年度の販売実績は次のとおりであります。なお、当社は、アプリ運営プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
金額(千円)	前年同期比(%)
3,263,969	136.5

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(売上高、売上原価、売上総利益)

売上高は、コロナ禍において成長が鈍化したものの、主に新規顧客獲得及び既存顧客に対するアップセル等の営業努力により3,263,969千円(前事業年度比873,099千円増)となりました。2021年12月末時点でのYappliの契約アプリ件数は693件となり、月次解約率も0.68%、月額利用料割合は77%と堅調に推移しています。

売上原価は、主に人員増加に伴う人件費の増加や契約アプリ数の増加に伴うサーバ費用、外注費などの増加があった一方、当事業年度より、当事業年度より、従来、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」として計上していた地代家賃等を、「販売費及び一般管理費」として計上することとなった影響から1,061,617千円(前事業年度比43,235千円増)となりました。この結果、売上総利益は2,202,351千円となりました(前事業年度比829,863千円増)。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

販売費及び一般管理費は、主に人員増加に伴う人件費の増加や積極的な広告宣伝、研究開発の実施に加え、当事業年度より、従来、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」として計上していた地代家賃等を、「販売費及び一般管理費」として計上することとなった影響から3,130,900千円(前事業年度比1,168,373千円増)となりました。

この結果、当事業年度の営業損失は928,548千円(前事業年度営業損失590,038千円)となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常損失)

営業外収益は主に受取手数料の増加に伴い15,214千円(前事業年度比4,900千円増)となりました。営業外費用は、主に上場関連費用の減少に伴い17,781千円(前事業年度比30,401千円減)となりました。

この結果、当事業年度の経常損失は931,115千円(前事業年度経常損失627,907千円)となりました。

(特別利益、特別損失、税引前当期純損失)

特別損益は発生しておりません。

この結果、当事業年度の税引前当期純損失は931,115千円(前事業年度税引前当期純損失627,907千円)となりました。

(法人税等、当期純損失)

法人税等については、資本金増加の影響等により、法人税、住民税及び事業税は8,779千円となりました(前事業年度比3,910千円増)。

以上より、当事業年度の当期純損失は939,895千円(前事業年度当期純損失632,776千円)となりました。

(当社の経営成績に重要な影響を与える要因)

当社が事業展開するYappliは、小売業態において多くの導入実績があり、その中でも特にアパレル関係企業への導入が進んでおります。小売業界においては、これら企業の広告費は引き続き好調な推移を示すと予測する見方ではあるものの、国内外の経済情勢を受け当社の予想を超えて下振れするような場合には、当社の経営成績に重要な影響を及ぼすリスクがあります。

その他、当社が抱える事業等のリスクについての詳細は、「2 事業等のリスク」をご参照ください。

以上を踏まえ、当社は常に市場動向には留意しつつ、顧客に求められる機能やサービスを開発していくとともに、優秀な人材の採用、新規サービスの開拓、内部管理体制の強化をしていくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因に備え、リスクの発生を抑え、適切に対応していく所存であります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当事業年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社は、事業運営上必要な資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。短期運転資金、設備投資や長期運転資金の調達について、自己資金又は金融機関からの借入を基本としており、都度最適な方法を選択しております。

なお、当事業年度末における借入金の残高は222,936千円であります。また、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は1,867,916千円となります。

なお、当社は、アプリ運営プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、事業年度末日における資産及び負債、会計期間における収益及び費用について会計上の見積りを必要としております。この見積りに関しては、過去の実績及び適切な仮定に基づいて合理的に計算しておりますが、実際の結果と相違する場合があります。

なお、当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は後述「第5 経理の状況 1財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、「第5 経理の状況 1財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 追加情報」に記載の通りであります。

経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の分析・検討内容

「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、契約アプリ件数、月次解約率、月額利用料割合を重要な経営指標と位置付けております。

当該指標については、2021年12月末時点でのYappliの契約アプリ件数は693件（前事業年度末比139件増）となり、月次解約率は0.68%（前事業年度末は0.91%）、月額利用料割合は77%（前事業年度末は79%）であります。これは、現時点において予定通りの進捗となっており、今後の業績に寄与するものと期待できることから、堅調に推移しているものと認識しております。なお、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標の推移については、「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載のとおりであります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

当社は、自社において研究開発活動を行っております。なお、当社の事業は、アプリ運営プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当事業年度は、アプリ運営プラットフォーム事業で蓄積された経験を基に、Yappli CRMを含む新規サービスに関する研究開発を行い、研究開発費の総額は276,128千円となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社は、アプリ運営プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当事業年度の設備投資等の総額は24,077千円であります。その主なものは、PC等の購入によるものであります。また、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社は、本社の他、国内に2ヶ所営業所を設けております。

2021年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	アプリ運営プ ラットフォー ム事業	業務設備	144,684	36,907	633	182,225	192 (5)

(注) 1. 現在、休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 上記の他、主要な賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

本社、大阪支社、福岡支社は全て賃借物件であり、年間賃借料(共益費を含む)は、273,179千円であります。

4. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書きしております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設、改修計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	43,754,400
計	43,754,400

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年3月30日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	12,487,100	12,503,900	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。 なお、単元株式数は100 株であります。
計	12,487,100	12,503,900	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、2022年3月1日から本有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

イ. 第1回新株予約権

決議年月日	2016年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 14
新株予約権の数(個)	3(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 900(注)1.6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	167(注)2.6
新株予約権の行使期間	自 2018年6月28日 至 2026年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 167 (注)2.6 資本組入額 84
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2022年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される当社株式1株当たりの払込金額に新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とします。ただし、新株予約権割当日の後、下記の各事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整するものとします。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(1) 当社が時価を下回る価額で新株式を発行

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たりの新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社発行済株式数から、当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

(2) 当社が普通株式の分割または併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$$

(3) 当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

3. 新株予約権行使の条件

(1) 本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、使用人、顧問又は社外協力者の地位にあることを要することとしています。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではありません。

(2) 本新株予約権は当社の株式が日本国内又は国外の証券取引所に上場した場合に限り行使することができます。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではありません。

(3) 本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認めないものとします。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではありません。

(4) 本新株予約権1個の分割行使はできないものとします。

(5) その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従うものとします。

4. 本新株予約権の取得事由及び条件

当社は、次の場合、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができます。

- (1) 本新株予約権者が注3で定める権利を行使する条件に該当しなくなった場合。ただし、この取得処理については、権利行使期間が終了した後または当社取締役会が決議する日に一括して行うことができます。
- (2) 当社が、消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社取締役会で承認された場合

5. 組織再編行為時の取り扱い

当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ、二、ホに掲げる株式会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日、以下同じ。）の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、当該募集新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。

(1) 新株予約権の目的である株式の数または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の目的である株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、注1に準じて調整します。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の出資金額に、必要な調整を行った額とし、注2に準じて調整します。

(3) 新株予約権を行使できる期間

本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(4) 再編対象会社による新株予約権の取得事由

注4に準じて決定します。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

(6) 新株予約権の行使の条件

注3に準じて決定する。

6. 当社は、2020年9月14日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

ロ．第2回新株予約権

決議年月日	2017年3月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 23
新株予約権の数(個)	30 [15] (注) 1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,000 [4,500] (注) 1 . 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	167 (注) 2 . 6
新株予約権の行使期間	自 2019年3月28日 至 2027年3月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 167 (注) 2 . 6 資本組入額 84
新株予約権の行使の条件	(注) 3 .
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5 .

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 . 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 . 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される当社株式1株当たりの払込金額に新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とします。ただし、新株予約権割当日の後、下記の各事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整するものとします。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(1) 当社が時価を下回る価額で新株式を発行

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社発行済株式数から、当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

(2) 当社が普通株式の分割または併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$$

(3) 当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

3 . 新株予約権行使の条件

(1) 本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、使用人、顧問又は社外協力者の地位にあることを要することとしています。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではありません。

(2) 本新株予約権は当社の株式が日本国内又は国外の証券取引所に上場した場合に限り行使することができます。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではありません。

(3) 本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認めないものとします。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではありません。

(4) 本新株予約権1個の分割行使はできないものとします。

4 . 本新株予約権の取得事由及び条件

当社は、次の場合、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができます。

- (1) 本新株予約権者が注3で定める権利を行使する条件に該当しなくなった場合。ただし、この取得処理については、権利行使期間が終了した後または当社取締役会が決議する日に一括して行うことができます。
- (2) 当社が、消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社取締役会で承認された場合

5. 組織再編行為時の取り扱い

当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ、二、ホに掲げる株式会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日、以下同じ。）の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、当該募集新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。

(1) 新株予約権の目的である株式の数または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の目的である株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、注1に準じて調整します。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の出資金額に、必要な調整を行った額とし、注2に準じて調整します。

(3) 新株予約権を行使できる期間

本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(4) 再編対象会社による新株予約権の取得事由

注4に準じて決定します。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

(6) 新株予約権の行使の条件

注3に準じて決定する。

6. 当社は、2020年9月14日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

八．第3回新株予約権（1）

決議年月日	2017年12月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 4
新株予約権の数（個）	225（注）1．
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 67,500（注）1．6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	167（注）2．6
新株予約権の行使期間	自 2019年7月25日 至 2027年7月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 167（注）2．6 資本組入額 84
新株予約権の行使の条件	（注）3．
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5．

当事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2022年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される当社株式1株当たりの払込金額に新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とします。ただし、新株予約権割当日の後、下記の各事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整するものとします。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

（1）当社が時価を下回る価額で新株式を発行

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社発行済株式数から、当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

（2）当社が普通株式の分割または併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$$

（3）当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

3．新株予約権行使の条件

（1）本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、使用人、顧問又は社外協力者の地位にあることを要することとしています。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではありません。

（2）本新株予約権は当社の株式が日本国内又は国外の証券取引所に上場した場合に限り行使することができます。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではありません。

（3）本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認めないものとします。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではありません。

（4）本新株予約権1個の分割行使はできないものとします。

4．本新株予約権の取得事由及び条件

当社は、次の場合、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができます。

- (1) 本新株予約権者が注3で定める権利を行使する条件に該当しなくなった場合。ただし、この取得処理については、権利行使期間が終了した後または当社取締役会が決議する日に一括して行うことができます。
- (2) 当社が、消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社取締役会で承認された場合

5. 組織再編行為時の取り扱い

当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ、二、ホに掲げる株式会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日、以下同じ。）の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、当該募集新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。

(1) 新株予約権の目的である株式の数または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の目的である株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、注1に準じて調整します。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の出資金額に、必要な調整を行った額とし、注2に準じて調整します。

(3) 新株予約権を行使できる期間

本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(4) 再編対象会社による新株予約権の取得事由

注4に準じて決定します。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

(6) 新株予約権の行使の条件

注3に準じて決定する。

6. 当社は、2020年9月14日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

二．第3回新株予約権（2）

決議年月日	2018年4月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 35
新株予約権の数（個）	195 [180]（注）1．
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 58,500 [54,000]（注）1．6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	167（注）2．6
新株予約権の行使期間	自 2019年7月25日 至 2027年7月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 167（注）2．6 資本組入額 84
新株予約権の行使の条件	（注）3．
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5．

当事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される当社株式1株当たりの払込金額に新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とします。ただし、新株予約権割当日の後、下記の各事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整するものとします。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

（1）当社が時価を下回る価額で新株式を発行

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社発行済株式数から、当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

（2）当社が普通株式の分割または併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$$

（3）当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

3．新株予約権行使の条件

（1）本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、使用人、顧問又は社外協力者の地位にあることを要することとしています。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではありません。

（2）本新株予約権は当社の株式が日本国内又は国外の証券取引所に上場した場合に限り行使することができます。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではありません。

（3）本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認めないものとします。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではありません。

（4）本新株予約権1個の分割行使はできないものとします。

4．本新株予約権の取得事由及び条件

当社は、次の場合、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができます。

- (1) 本新株予約権者が注3で定める権利を行使する条件に該当しなくなった場合。ただし、この取得処理については、権利行使期間が終了した後または当社取締役会が決議する日に一括して行うことができます。
- (2) 当社が、消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社取締役会で承認された場合

5. 組織再編行為時の取り扱い

当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ、二、ホに掲げる株式会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日、以下同じ。）の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、当該募集新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。

(1) 新株予約権の目的である株式の数または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の目的である株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、注1に準じて調整します。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の出資金額に、必要な調整を行った額とし、注2に準じて調整します。

(3) 新株予約権を行使できる期間

本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(4) 再編対象会社による新株予約権の取得事由

注4に準じて決定します。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

(6) 新株予約権の行使の条件

注3に準じて決定する。

6. 当社は、2020年9月14日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

ホ．第3回新株予約権（3）

決議年月日	2018年7月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 9
新株予約権の数（個）	40（注）1．
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 12,000（注）1．6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	167（注）2．6
新株予約権の行使期間	自 2019年7月25日 至 2027年7月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 167（注）2．6 資本組入額 84
新株予約権の行使の条件	（注）3．
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5．

当事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2022年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、該当時時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される当社株式1株当たりの払込金額に新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とします。ただし、新株予約権割当日の後、下記の各事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整するものとします。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

（1）当社が時価を下回る価額で新株式を発行

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社発行済株式数から、当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

（2）当社が普通株式の分割または併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$$

（3）当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

3．新株予約権行使の条件

（1）本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、使用人、顧問又は社外協力者の地位にあることを要することとしています。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではありません。

（2）本新株予約権は当社の株式が日本国内又は国外の証券取引所に上場した場合に限り行使することができます。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではありません。

（3）本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認めないものとします。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではありません。

（4）本新株予約権1個の分割行使はできないものとします。

4．本新株予約権の取得事由及び条件

当社は、次の場合、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができます。

- (1) 本新株予約権者が注3で定める権利を行使する条件に該当しなくなった場合。ただし、この取得処理については、権利行使期間が終了した後または当社取締役会が決議する日に一括して行うことができます。
- (2) 当社が、消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社取締役会で承認された場合

5. 組織再編行為時の取り扱い

当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ、二、ホに掲げる株式会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日、以下同じ。）の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、当該募集新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。

(1) 新株予約権の目的である株式の数または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の目的である株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、注1に準じて調整します。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の出資金額に、必要な調整を行った額とし、注2に準じて調整します。

(3) 新株予約権を行使できる期間

本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(4) 再編対象会社による新株予約権の取得事由

注4に準じて決定します。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

(6) 新株予約権の行使の条件

注3に準じて決定する。

6. 当社は、2020年9月14日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

へ．第4回新株予約権

決議年月日	2019年1月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	(注)8.
新株予約権の数(個)	2,005 [1,967] (注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 601,500 [590,100] (注)1.7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	284 (注)2.7
新株予約権の行使期間	自 2021年1月29日 至 2029年1月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 286 (注)2.6.7 資本組入額 143
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される当社株式1株当たりの払込金額に新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とします。ただし、新株予約権割当日の後、下記の各事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整するものとします。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(1) 当社が時価を下回る価額で新株式を発行

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たりの新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社発行済株式数から、当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

(2) 当社が普通株式の分割または併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$$

(3) 当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

3. 新株予約権行使の条件

(1) 本新株予約権の割当てを受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本新株予約権の発行に際し別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとします。

(2) 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日後の下記(e)に定められる期間において、次の(a)から(d)に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとします。

(a) 判定価格(下記(e)に定義する。以下同じ。)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)

- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、判定価格を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、判定価格を下回る価格となったとき。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が判定価格を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が本項への該当を判断するものとします。）。
- (e) 上記(a)乃至(d)における「判定価格」を以下のとおり定義しております。

- () 割当日から1年間：行使価額に100%を乗じた価格
- () 割当日の1年後から1年間：行使価額に200%を乗じた価格

- (3) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社または当社の子会社・関連会社の役員及び従業員並びに顧問契約・業務委託契約を締結している者であることを要することとしております。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 本新株予約権は当社の株式が日本国内又は国外の証券取引所に上場した場合に限り行使することができるとします。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではありません。
- (5) 本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められません。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではありません。
- (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- (7) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。

4. 本新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができます。
- (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記注3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができます。
- (3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとします。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、注1に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から、上記増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

(8) その他新株予約権の行使の条件

注3に準じて決定します。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

注4に準じて決定します。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

6. 本新株予約権は、新株予約権1個につき755円で有償発行しております。
7. 当社は、2020年9月14日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
8. 当社の代表取締役である庵原保文、取締役である佐野将史及び黒田真澄は、当社の現在及び将来の役職員等に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、2019年1月28日開催の臨時株主総会決議に基づき、2019年1月28日付で公認会計士原田智法を受託者として「新株予約権信託」(以下「本信託(第4回新株予約権)」)といたします。)を設定しており、当社は本信託(第4回新株予約権)に対して、会社法に基づき2019年1月28日に第4回新株予約権(2019年1月28日臨時株主総会決議)を発行しております。本信託(第4回新株予約権)は、当社の役職員等に対して、将来の功績に応じて、原田智法に付与した第4回新株予約権2,500個を分配するというものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社の役職員等に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社の役職員等に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。第4回新株予約権の分配を受けた者は、当該第4回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託（第4回新株予約権）は3つの契約（A01からA03まで）により構成され、それらの概要は以下のとおりであります。

名称	新株予約権信託
委託者	庵原 保文、佐野 将史及び黒田 真澄
受託者	原田 智法
受益者	受益者候補の中から本信託(第4回新株予約権)に係る信託契約の定めるところにより指定された者
信託契約日（信託契約開始日）	2019年1月28日
信託の種類と新株予約権数	(A01) 1,250個 (A02) 625個 (A03) 625個
交付日	(A01) 2020年12月31日又は上場後半年が経過する日の翌営業日のいずれか早い日 (A02) 2022年6月30日又は上場後2年が経過する日の翌営業日のいずれか早い日 (A03) 2023年12月31日又は東証一部又は二部への上場後半年が経過する日の翌営業日のいずれか遅い日
信託の目的	(A01) に第4回新株予約権1,250個（1個あたり300株相当） (A02) に第4回新株予約権625個（1個あたり300株相当） (A03) に第4回新株予約権625個（1個あたり300株相当）
受益者適格要件	当社及び当社の子会社・関連会社、監査役及び従業員並びに顧問契約・業務委託契約を締結している者の中から、本信託（第4回新株予約権）に係る信託契約の規定に基づき当社が受益者として指定した者を受益者とします。

ト．第6回新株予約権

決議年月日	2022年3月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役及び監査役 人数未定（上限は5）
新株予約権の数（個）	発行する新株予約権の上限は1,280とします。（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式128,000を上限とします。（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	未定（注）2
新株予約権の行使期間	自 2024年3月26日 至 2032年3月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	未定（注）2、3、7
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

決議年月日である2022年3月25日における内容を記載しております。

（注）1．本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とします。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとします。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、本新株予約権の割当日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記3.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記3.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2023年12月期から2026年12月期までの期間において、いずれかの四半期会計期間における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が、17.5億円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができます。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができますものとしてします。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとします。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の役員または従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。
- (6) その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従うものとします。

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができます。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができます。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の末日までとします。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記4に準じて決定します。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定します。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。
7. 本新株予約権1個あたりの発行価額は、700円とします。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものであります。

チ．第7回新株予約権

決議年月日	2022年3月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 人数未定（上限は165）
新株予約権の数（個）	発行する新株予約権の上限は1,248とします。（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式124,800を上限とします。（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	未定（注）2
新株予約権の行使期間	自 2024年3月26日 至 2032年3月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	未定（注）2、3、7
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

決議年月日である2022年3月25日における内容を記載しております。

（注）1．本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とします。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとします。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、本新株予約権の割当日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記3.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記3.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2023年12月期から2026年12月期までの期間において、いずれかの四半期会計期間における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が、17.5億円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができます。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができますものとしてします。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとします。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の役員または従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。
- (6) その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従うものとします。

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができます。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができます。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の末日までとします。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記4に準じて決定します。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定します。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。
7. 本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2017年10月13日 (注)1.	B種優先株式 2,191	普通株式 24,900 A種優先株式 6,650 B種優先株式 2,191	197,190	383,140	197,190	383,140
2019年5月29日 (注)2.	C種優先株式 1,171	普通株式 24,900 A種優先株式 6,650 B種優先株式 2,191 C種優先株式 1,171	307,387	690,527	307,387	690,527
2019年6月14日 (注)3.	C種優先株式 1,550	普通株式 24,900 A種優先株式 6,650 B種優先株式 2,191 C種優先株式 2,721	406,875	1,097,402	406,875	1,097,402
2020年8月25日 (注)4.	普通株式 11,562 A種優先株式 6,650 B種優先株式 2,191 C種優先株式 2,721	普通株式 36,462	-	1,097,402	-	1,097,402
2020年9月4日 (注)5.	C種優先株式 1,250	普通株式 36,462 C種優先株式 1,250	375,000	1,472,402	375,000	1,472,402
2020年9月11日 (注)5.	普通株式 1,250 C種優先株式 1,250	普通株式 37,712	-	1,472,402	-	1,472,402
2020年9月14日 (注)6.	普通株式 11,275,888	普通株式 11,313,600	-	1,472,402	-	1,472,402
2020年12月21日 (注)7.	普通株式 350,000	普通株式 11,663,600	511,525	1,983,927	511,525	1,983,927
2021年1月20日 (注)8.	普通株式 351,000	普通株式 12,014,600	512,986	2,496,914	512,986	2,496,914
2021年1月1日～ 2021年12月31日 (注)9.	普通株式 472,500	普通株式 12,487,100	48,023	2,544,937	48,023	2,544,937

(注) 1. 有償第三者割当

発行価格 180,000円

資本組入額 90,000円

主な割当先 グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合、テクノベンチャーズ4号投資事業有限責任組合、他2社1名

2. 有償第三者割当

発行価格 525,000円

資本組入額 262,500円

主な割当先 グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合、YJ1号投資事業組合、他4社

3. 有償第三者割当

発行価格 525,000円

資本組入額 262,500円

主な割当先 Eight Roads Ventures Japan L.P.

4. 2020年8月25日開催の取締役会においてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2020年8月25日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式は、2020年8月25日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

5. 2020年9月4日付で第5回新株予約権の権利行使が行われたことから、C種優先株式1,250株を発行しております。また、2020年9月11日付で株主からの取得請求権行使があったことから、新たに発行されたC種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。なお、当社が取得したC種優先株式は、同日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

6. 株式分割(1:300)によるものであります。

7. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 3,160円

引受価額 2,923円

資本組入額 1,461.5円

払込金総額 1,023,050千円

8. 有償第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当価格 2,923円

資本組入額 1,461.5円

割当先 みずほ証券株

9. 新株予約権の権利行使による増加であります。

10. 2022年1月1日から2022年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が16,800株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,868千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2021年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	11	22	67	60	19	4,281	4,460	-
所有株式数(単元)	-	21,775	5,137	7,915	26,231	39	63,701	124,798	7,300
所有株式数の割合(%)	-	17.45	4.12	6.34	21.02	0.03	51.04	100	-

(6) 【大株主の状況】

2021年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
庵原 保文	東京都港区	2,067	16.55
佐野 将史	東京都港区	2,067	16.55
BBH(LUX)FOR FIL FOR EIGHT ROADS INVESTMENTS(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PEMBROKE HALL,42 CROW LANE PEMBROKE BERMUDA HM 19(東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	840	6.73
黒田真澄	千葉県柏市	650	5.21
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	529	4.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目1番3号	452	3.62
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	419	3.36
GIC PRIVATE LIMITED-C(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	168 ROBINSON ROAD#37-01 CAPITAL TOWER SINGAPORE068912(東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	330	2.64
野村證券株式会社(常任代理人 株式会社三井住友銀行)	13-1,NIHONBASHI,1-CHOME,CHUO-KU,TOKYO,1038011,JAPAN(東京都千代田区丸の内1丁目1番2号)	324	2.60
YJ1号投資事業組合	東京都千代田区紀尾井町1番3号	314	2.52
計	-	7,996	64.03

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,479,800	124,798	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 7,300	-	-
発行済株式総数	12,487,100	-	-
総株主の議決権	-	124,798	-

(注)「単元未満株式」には自己保有株式32株が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	32	135,680
当期間における取得自己株式	-	-

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	32	-	32	-

3【配当政策】

当社は、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施しておりません。しかしながら、株主に対する利益還元については経営の重要課題の一つと位置付けておりますので、将来的には、経営成績、財政状態、事業計画の達成状況等を勘案しながら、株主への利益配当を検討していく方針であります。配当の実施の可能性及びその実現時期等については、本書提出日現在において未定であります。なお、内部留保資金については、長期的かつ安定した成長発展のための事業展開・設備投資・研究開発等に活用していく予定であります。

また、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としております。当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めている他、中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

(コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方)

当社は、事業環境の変化が激しいIT業界において企業価値の継続的な向上を図るためには、あらゆるステークホルダーから当社に対して継続的な信頼を得ることが重要であると認識しております。

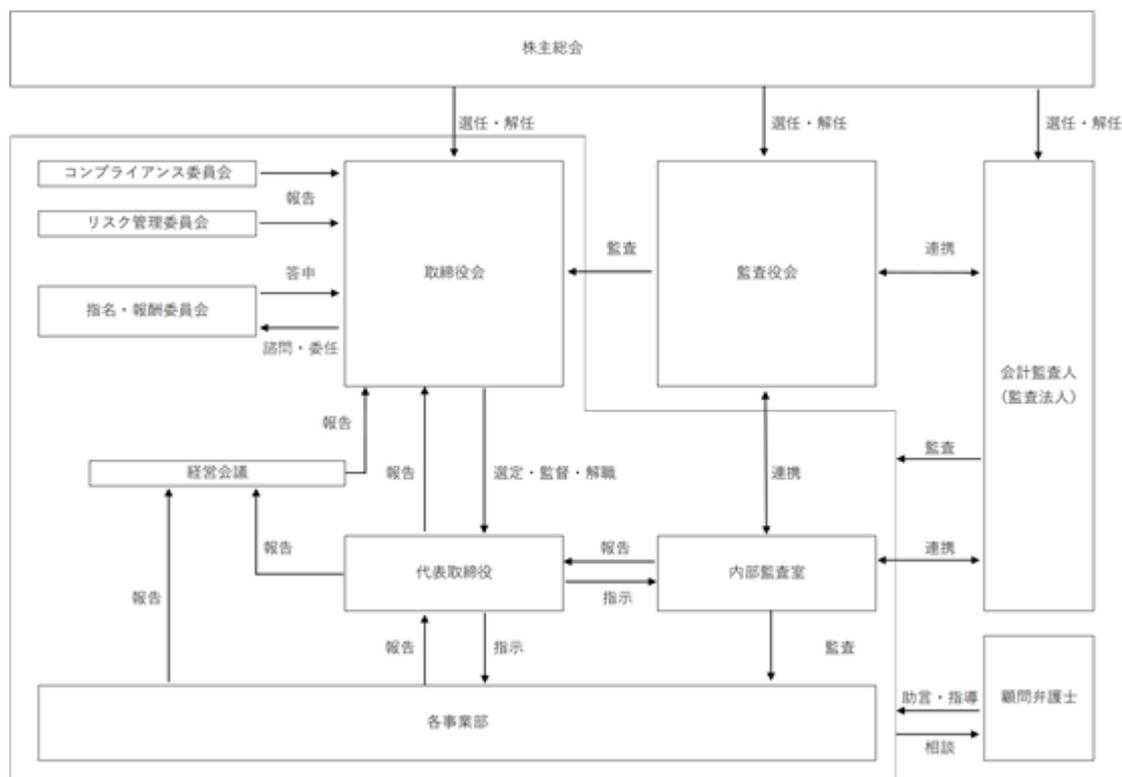
当該認識のもと、企業の健全性、透明性を高めるために、効率的で合理的な経営体制を可能とする社内統制を構築するとともに、当社の役職員に対し、法令、社会規範、倫理等について継続的に意識の維持向上を図ることで、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

(企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由)

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は以下のとおりであります。



会社の機関の内容

a．取締役会

当社の取締役会は、取締役4名（うち社外取締役1名）で構成されており、取締役会の議長は、代表取締役社長CEOである庵原保文が務めております。

取締役会は、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、監査役出席の下、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しております。また、社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監視を行っております。

なお、取締役会の構成員は以下のとおりであります。

庵原保文、佐野将史、角田耕一、岡島悦子、丸山みさえ、石川大祐、伊藤真愛

(注) 1．岡島悦子は社外取締役であり、丸山みさえ、石川大祐及び伊藤真愛は社外監査役であります。

2．当該機関の事務局である者は記載しておりません。

b．監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名（うち社外監査役3名）によって構成されており、監査役会の議長は、社外監査役（常勤）である丸山みさえが務めております。

監査役会は、毎月の定時監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。

なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。

また、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

なお、監査役会の構成員は以下のとおりであります。

丸山みさえ（常勤監査役）、石川大祐、伊藤真愛

（注）１．丸山みさえ、石川大祐及び伊藤真愛は社外監査役であります。

２．当該機関の事務局である者は記載していません。

c．内部監査

当社の内部監査は当社に内部監査室を設置し、内部監査担当者（室長）１名が担当しております。内部監査人は、事業の適切性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役へ報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、改善状況について、後日フォローアップし確認しております。

d．経営会議

当社は、経営戦略に関する協議、各部門からの状況報告や課題の共有、重要事項の決裁を行うことを目的として経営会議を設置しており、原則として毎週開催しております。経営会議の議長は、代表取締役社長CEOである庵原保文が務めております。

なお、経営会議の構成員は以下のとおりであります。

庵原保文、佐野将史、角田耕一、丸山みさえ、金子洋平、山本崇博、佐藤源紀、本部長、社長室長

（注）１．丸山みさえは社外監査役（常勤）であります。

２．金子洋平、山本崇博及び佐藤源紀は執行役員であります。

３．当該機関の事務局である者は記載していません。

e．指名・報酬委員会

当社は、取締役の指名、取締役の報酬等に係る評価、決定プロセスの透明性及び客観性を担保することで、取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化し、当社のコーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図ることを目的とし、任意の指名・報酬委員会を設置しており、取締役会の構成、取締役の選任・解任、代表取締役の選定・解職、取締役の報酬構成及び水準、取締役及び監査役の総額の限度額等に関する原案等について取締役会からの委任・諮問に応じて答申を行っております。

なお、2022年12月期の指名・報酬委員は以下のとおりです。

委員長：代表取締役社長CEO 庵原保文

委員：独立社外取締役 岡島悦子、取締役CFO経営管理本部長 角田耕一

f．会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

ロ．当該体制を採用する理由

当社は上記の様に、監査役会を設置しております。監査役会が、内部監査室及び会計監査人との連携を図りながら、独立した監査機能を担うことによって、適切なコーポレート・ガバナンスが実現できると考え、現在の体制を採用するものであります。

代表取締役の直轄機関である内部監査室は、内部統制の運用状況の調査を行い、監査役会と連携して定期的に業務執行部署への内部監査を実施し、各部署の所管業務が法令、規制、定款及び社内諸規程を遵守し、適正かつ有効に運営されているか否かを調査しております。内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携としては、定期的に三様監査の意見交換を実施しているほか、内部監査の監査現場に監査役が立ち会う等して連携強化に努めております。

指名・報酬委員会は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を目的として現在の体制を採用しております。

ハ．企業統治に関するその他の事項

a．内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社の業務の適正を確保するために必要な体制を下記のとおり整備しております。

なお、内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めております。

１．当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（a）取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。

- (b) 取締役は、毎月の定時取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
 - (c) 基本行動理念を定め、取締役及び使用人の企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。
 - (d) 取締役及び使用人に対し、「コンプライアンス規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。
 - (e) コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。
 - (f) 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
 - (g) 反社会的勢力・団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。
 - (h) 使用人に対し、必要な研修を定期的実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (a) 情報資産を保護し正確かつ安全に取扱うために定めた「情報セキュリティ管理規程」及び「文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。
 - (b) 「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、経営管理本部がリスク管理の主管部門として、「リスク管理規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理する。
 - (b) 大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、「職務権限表」に基づき、チェック機能を備えた上での迅速かつ効率的な意思決定を実現する。
 - (b) 決裁及びデータ管理の電子化を進め、業務効率向上に努める。
 - (c) 組織及び部門目標の明確な付与と評価制度を通して、経営効率の向上に努める。
5. 当社の業務の適正を確保するための体制
- (a) 当社の経営方針・経営戦略の周知徹底、適切な管理・調整・支援を行うとともに、当社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守して職務を執行することができる体制を整備する。
 - (b) 当社の取締役等が職務を効率的に執行し、職務の執行に係る事項を遅滞なく当社へ報告することができる体制を整備する。
 - (c) リスク管理に関する規程その他の体制を整備する。
 - (d) 反社会的勢力への対応も含めたコンプライアンス体制の整備につき、教育、研修等を実施し、当社のコンプライアンスの徹底に努める。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査役から、監査役を補助すべき使用人の設置を求められた場合には、監査役と協議の上、管理部門に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該補助に当たらせる。
 - (b) 当該使用人が監査役を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。
 - (c) 補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査役の同意を得るものとする。

7. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

(a) 重要会議への出席

監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、各種社内委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(b) 取締役の報告義務

- ・ 取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。
- ・ 取締役は監査役に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。
- ・ 財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
- ・ 業績及び業績見通しの内容
- ・ 内部監査の内容及び結果
- ・ 内部通報制度に基づく情報提供の状況
- ・ 行政処分の内容
- ・ 前各号に掲げるもののほか、監査役が求める事項

(c) 使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

- ・ 当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ・ 重大な法令または定款違反の事実

8. 当社の監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前7.(b)(c)の報告をした者に対して、監査役へ当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 代表取締役、会計監査人等と監査役の連携

代表取締役、会計監査人、内部監査部門等は、監査役会又は監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。

(b) 外部専門家の起用

監査役会又は監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に助言を求める機会を保障する。

(c) 社外監査役の起用

監査役会には、法令に従い社外監査役を含めるものとし、公正かつ透明性を確保する。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、市場、情報セキュリティ、環境、労務、サービスの品質・安全等様々な事業運営上のリスクについて、リスク管理委員会を開催して審議することとしております。

リスク管理委員会では、リスク管理規程に基づき、代表取締役及び業務執行取締役を中心に、当社運営に関する全社的・総合的なリスク管理の報告及び対応策検討の場と位置付けております。各業務執行取締役は担当部門のリスク管理を行うとともに、不測の事態が発生した場合はリスク管理委員会へ報告することになっております。

また、企業価値向上のためにもコンプライアンスの徹底は必要不可欠と認識しており、原則として1年に1回コンプライアンス委員会を開催して、当社のコンプライアンスにかかる推進状況を確認しております。

コンプライアンス委員会に参加した代表取締役及び業務執行取締役が担当部門の役職員に対し、法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとるよう周知徹底しております。

c. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は子会社を保有していないため、該当事項はありません。

責任限定契約の内容

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額としております。

役員等賠償責任保険の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務に関する損害賠償請求が填補されることとなります。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害等については、これらを填補の対象外としております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性4名 女性3名 (役員のうち女性の比率42.9%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長CEO	庵原 保文	1977年 2月28日生	2001年 4月 トランスワールドジャパン株式会社入社 2006年 2月 ヤフー株式会社入社 2010年11月 シティバンク銀行株式会社入行 2013年 2月 当社設立 代表取締役社長CEO就任 (現任)	(注) 3	2,067,100
取締役	佐野 将史	1983年11月27日生	2008年 4月 ヤフー株式会社入社 2013年 2月 当社設立 取締役CTO就任 2022年 1月 当社取締役 (現任)	(注) 3	2,067,100
取締役CFO 経営管理本部長	角田 耕一	1985年11月29日生	2011年 2月 クレディ・スイス証券株式会社入社 2014年 1月 株式会社マナボ (現 : SATT AI ラボ株式会社) 入社 2017年 8月 当社入社 執行役員CFO就任 2018年 4月 当社取締役CFO就任 (現任)	(注) 3	45,000
取締役	岡島 悦子	1966年 5月16日生	1989年 4月 三菱商事株式会社入社 2001年 1月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク入社 2002年 3月 株式会社グロービス入社 2005年 7月 株式会社グロービス・マネジメント・バンク代表取締役社長就任 2007年 6月 株式会社プロノバ代表取締役社長就任 (現任) 2014年 6月 アステラス製薬株式会社社外取締役就任 2014年 6月 株式会社丸井グループ社外取締役就任 (現任) 2015年11月 ランサーズ株式会社社外取締役就任 (現任) 2015年12月 株式会社セプテーニ・ホールディングス社外取締役就任 (現任) 2016年 3月 株式会社リンクアンドモチベーション社外取締役就任 2018年 7月 当社社外取締役就任 (現任) 2018年10月 株式会社FiNC Technologies社外取締役就任 2018年12月 株式会社ユーグレナ社外取締役就任 2019年 2月 株式会社マネーフォワード社外取締役就任 (現任) 2020年12月 株式会社ユーグレナ非常勤取締役CHRO就任 (現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常勤監査役	丸山 みさえ	1970年7月13日生	1993年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2011年12月 丸山みさえ公認会計士事務所設立(現任) 2021年8月 株式会社スリーシェイク監査役就任(現任) 2022年3月 当社社外監査役(現任)	(注)4	-
監査役	石川 大祐	1980年4月12日生	2005年12月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 2015年7月 石川公認会計士事務所代表就任(現任) 2015年9月 株式会社アンドビー取締役就任(現任) 2016年6月 株式会社アカツキ監査役就任 2018年4月 当社社外監査役就任(現任) 2020年9月 アルファアーキテクト株式会社社外監査役就任(現任)	(注)5	1,500
監査役	伊藤 真愛	1989年8月24日生	2015年12月 長島・大野・常松法律事務所入所 2018年12月 青山総合法律事務所入所(現任) 2019年5月 エイベックス株式会社出向 2021年5月 freee株式会社出向 2022年3月 当社社外監査役(現任)	(注)4	-
計					4,180,700

- (注)1. 取締役岡島悦子は、社外取締役であります。
2. 監査役丸山みさえ、石川大祐及び伊藤真愛は、社外監査役であります。
3. 2022年3月29日開催の定時株主総会の終結の時から、2022年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2022年3月29日開催の定時株主総会の終結の時から、2025年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2020年9月14日から、2023年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は3名で、執行役員CCOリレーションシップ・マネジメント室長 金子洋平、執行役員CMOマーケティング本部長 山本崇博及び執行役員CTOプロダクト開発本部長 佐藤源紀で構成されております。

社外役員の状況

当社の社外役員の体制は、社外取締役は1名、社外監査役は3名となっております。当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案したうえで、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしております。

社外取締役岡島悦子氏は、株式会社プロノバの経営者として、会社経営の豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営判断への助言・提言及び業務執行の監督に適しているため、経営陣とは独立した立場からの経営の監督を期待し選任しております。なお、当社と同氏との間に、人的関係、資本的又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役丸山みさえ氏は、公認会計士及び税理士としての資格を保有しており、監査法人での監査経験や、スタートアップ企業の監査役としての監査経験もあるため、その専門知識と経験を活かした適正な監査を受けるとともに、より独立した立場からの監査を確保するため社外監査役として選任しております。なお、当社と同氏との間に、人的関係、資本的又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役石川大祐氏は、公認会計士及び税理士としての資格を保有しており、監査法人での監査経験や、当社が属するIT企業の監査役としての監査経験もあるため、その専門知識と経験を活かした適正な監査を受けるとともに、より独立した立場からの監査を確保するため社外監査役として選任しております。なお、当社と同氏との間に、人的関係、資本的又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役伊藤真愛氏は、弁護士としての資格を保有しており、渉外法務及び会社法務全般の分野に関する豊富な知識と経験もあるため、その専門知識と経験を活かした適正な監査を受けるとともに、より独立した立場からの監査を確保するため社外監査役として選任しております。なお、当社と同氏との間に、人的関係、資本的又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は取締役会に出席することにより経営者の業務執行を監督しております。また社外監査役は内部監査室及び会計監査人と適宜連携することにより、実効性のある監査を実施しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

イ．監査役監査の組織、人数及び手続

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成され、全員が社外監査役であります。3名はそれぞれ、公認会計士、税理士、弁護士として豊富な実務経験と専門知識を有しております。各監査役は監査役会で策定された監査計画に基づき、取締役会及びその他重要会議への出席や、重要書類の閲覧、営業所への往査等を実施し、取締役の業務執行の監査を行っております。

ロ．当事業年度における監査役及び監査役会の活動状況

当社の監査役会は原則として月1回開催され、必要に応じて随時開催することとしております。当事業年度における各監査役の監査役会への出席状況については次のとおりであります。

区分	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	清水 敬祐	13	13
社外監査役	石川 大祐	13	13
社外監査役	岡本 杏莉	13	13

監査役会では、策定した監査計画に基づき実施した各監査役の監査の報告の他、リスク認識についてのディスカッション、内部監査人や会計監査人との情報共有、各取締役との意見交換等も実施しております。また、常勤監査役は、重要な会議への出席や重要書類の閲覧、役職員へのヒアリングといった日常の監査業務を実施し、非常勤監査役へ時事情報を発信するなどして情報共有に努めております。

内部監査の状況

イ．内部監査の組織、人数及び手続

当社の内部監査の体制は、代表取締役直轄の組織として内部監査室(内部監査担当者1名)を他の部門から独立した形で設置しております。

内部監査の主な内容としましては、法令・定款・社内規程等の遵守状況、並びに内部統制システム及びリスク管理体制の運用状況について監査し、内部統制上の課題と改善策を助言・提言することで、内部統制の一層の強化を図っております。

ロ．内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携

監査役、内部監査人及び会計監査人は、相互に連携して、三者間で定期的に会合を開催し、課題・改善事項等の情報の共有化を図っており、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

会計監査の状況

イ．提出会社の監査公認会計士等

(イ) 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(ロ) 継続監査期間

4年間

(ハ) 監査業務を執行した公認会計士の氏名等

公認会計士 植草 寛

公認会計士 伏木 貞彦

(ニ) 会計監査業務に係わる補助者の構成

公認会計士 6名

その他 5名

ロ．監査公認会計士等の選定方針と理由

株式上場を目指すにあたって複数の監査法人と面談を行い、当該監査法人が株式公開の実績、経験豊富な公認会計士を多数有し、万全の体制を整えていること、及び当社ビジネスへの理解を勧告し、当該監査法人を選定いたしました。

ハ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、監査法人と定期的に会合を持っており、各々の監査方針、監査計画の他、期中に発生した問題点等について情報交換を実施すること、また、事業年度毎に実施される監査法人からの監査報告会において、具体的な決算内容や

品質管理体制等の報告を受けることで、監査法人の専門性、独立性及び品質管理体制等を確認しております。

二．監査報酬の内容等

(イ) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
18,000	1,800	20,500	-

前事業年度の当社における非監査業務の内容は、コンフォートレター作成業務等であります。

(ロ) 監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMG)に属する組織に対する報酬((イ)を除く)

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
-	1,230	-	2,860

当社における非監査業務の内容は、税務申告書作成業務及び税務アドバイス業務であります。

(ハ) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

該当事項はありません。

(ニ) 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社の事業規模及び業務の特性、監査日数等を総合的に勘案した上で決定しております。なお、監査報酬の額については、監査役会の同意を得ております。

(ホ) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の監査品質の確保及び独立性の担保の観点に照らして、会計監査人の報酬等が適切かつ妥当であると考えられる事から、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬については、株主総会において決議された報酬総額の上限額の範囲内において、代表取締役社長CEO庵原保文が、取締役会決議に基づきその具体的内容について委任をうけ、各取締役に求められる職責及び能力等を総合的に勘案の上で報酬案を作成し、取締役会が得た指名・報酬委員会の答申の内容を尊重した上で適正な報酬額を決定しております。

監査役の報酬については、株主総会において決議された報酬総額の上限額の範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

当社の取締役の報酬の総額は、2020年3月27日開催の定時株主総会の決議（決議当時7名、定款上の員数の上限は10名）により年額500,000千円以内（但し、使用人分給与を含まない）、非金銭報酬を年額1,000,000千円以内と承認されております。また、監査役の報酬等の総額は、2020年3月27日開催の定時株主総会の決議（決議当時3名、定款上の員数の上限は5名）により年額50,000千円以内、非金銭報酬を年額100,000千円以内と承認されております。なお、当該非金銭報酬の具体的な内容に関しては、2021年3月30日開催の定時株主総会の決議（決議当時5名、定款上の員数の上限は10名）において以下の内容で承認されております。

当期における当社の役員報酬は固定報酬のみであり、業績連動報酬、退職慰労金はございません。

(イ) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する本新株予約権の数は3,164個を上限とする。

ただし、(ロ)に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(ロ) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてののみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行う場合、又は当社が会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて目的となる株式の数の調整が必要とすると当社が認めた場合、当社は合理的な範囲で目的である株式の数の調整を行うことができるものとする。

(ハ) 新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たりの払込金額は、本新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会において定める額とする。

(ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付される当社株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、各本新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とする。行使価額は、本新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、かかる金額が割当日の終値を下回る場合には、当該終値とする。

なお、当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 分割又は併合の比率

また、当社が、割当日後、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行もしくは自己株式の処分又は当社が株式交換完全親会社となる株式交換による新株の発行又は自己株式の処分を行う場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × { [既発行普通株式数 +
〔 (割当普通株式数 × 1株当たりの払込金額) / 1株当たりの時価] }
/ [既発行株式数 + 割当普通株式数] }

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合の調整後行使価額は、当社普通株式に係る株式分割（基準日が設定されない場合の当社普通株式の無償割当てを除く。）が行われた場合は、その基準日の翌日以

降、基準日が設定されない場合の当社普通株式の無償割当て又は株式併合が行われた場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。さらに、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を行うことが適切な場合は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われるものとする。

(ホ) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間は割当日後10年を経過する日までとする。

(ヘ) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社の子会社・関連会社の役員及び従業員並びに顧問契約・業務委託契約を締結している者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。

上記のほか、本新株予約権の行使の条件は、当社取締役会において決定する。

(ト) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(チ) 当社が新株予約権を取得することができる事由

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

本新株予約権者が権利行使をする前に、上記（ヘ）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。ただし、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(リ) 新株予約権のその他の内容

本新株予約権に関するその他の内容については、本新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

なお、取締役の報酬等の額を決定するにあたり、以下の方針を定めております。

(イ) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、当社の業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及びストックオプションとしての新株予約権により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととする。

(ロ) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、各取締役に求められる職責及び能力を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

(ハ) 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等はストックオプションとしての新株予約権とし、当社の業績向上に貢献し、かつ、それが株式市場にて評価されることに対するインセンティブ機能を果たすことになるよう、取締役会において、新株予約権の個数、付与する時期及び条件等を決定する。

(二) 金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、その割合を決定する。

(ホ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。当該権限が適切に行使されるよう、取締役会は指名・報酬委員会の答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重し報酬額を決定することとする。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	58,950	58,950	-	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員	19,050	19,050	-	-	-	4

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等
該当事項はありません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外を目的として保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式と判断しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナー等へ参加することにより、社内における専門知識の蓄積に努めております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,024,672	1,867,916
受取手形	6,594	2,992
売掛金	293,763	457,615
仕掛品	14,030	18,396
前払費用	96,691	125,477
その他	12,368	10,133
貸倒引当金	13,629	16,170
流動資産合計	2,434,491	2,466,360
固定資産		
有形固定資産		
建物	177,801	177,801
減価償却累計額	20,297	33,117
建物(純額)	157,504	144,684
工具、器具及び備品	64,105	85,337
減価償却累計額	28,783	48,429
工具、器具及び備品(純額)	35,322	36,907
有形固定資産合計	192,826	181,592
無形固定資産		
のれん	89,036	60,919
ソフトウェア	1,341	633
無形固定資産合計	90,378	61,553
投資その他の資産		
差入保証金	144,553	285,506
投資その他の資産合計	144,553	285,506
固定資産合計	427,758	528,652
資産合計	2,862,250	2,995,013

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	16,999	37,713
短期借入金	77,780	-
1年内返済予定の長期借入金	124,992	104,186
未払金	220,413	251,945
未払費用	26,445	95,209
未払法人税等	28,710	30,789
前受金	32,118	52,734
預り金	41,584	51,786
流動負債合計	569,043	624,365
固定負債		
長期借入金	222,936	118,750
固定負債合計	222,936	118,750
負債合計	791,979	743,115
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,983,927	2,544,937
資本剰余金		
資本準備金	1,983,927	2,544,937
資本剰余金合計	1,983,927	2,544,937
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,899,472	2,839,367
利益剰余金合計	1,899,472	2,839,367
自己株式	-	135
株主資本合計	2,068,382	2,250,370
新株予約権	1,887	1,526
純資産合計	2,070,270	2,251,897
負債純資産合計	2,862,250	2,995,013

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
売上高	2,390,870	3,263,969
売上原価	1,018,382	1,061,617
売上総利益	1,372,488	2,202,351
販売費及び一般管理費	1, 2 1,962,526	1, 2 3,130,900
営業損失()	590,038	928,548
営業外収益		
受取利息	43	69
受取手数料	-	4,891
その他	270	253
営業外収益合計	313	5,214
営業外費用		
支払利息	6,148	2,792
株式交付費	7,402	4,168
上場関連費用	24,632	820
営業外費用合計	38,183	7,781
経常損失()	627,907	931,115
税引前当期純損失()	627,907	931,115
法人税、住民税及び事業税	4,869	8,779
法人税等合計	4,869	8,779
当期純損失()	632,776	939,895

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		562,190	55.0	605,428	56.8
経費		459,192	45.0	460,555	43.2
当期総製造費用		1,021,383	100.0	1,065,983	100.0
期首仕掛品たな卸高		11,029		14,030	
合計		1,032,412		1,080,014	
期末仕掛品たな卸高		14,030		18,396	
当期製品製造原価		1,018,382		1,061,617	

原価計算の方法

実際原価による個別原価計算を行っております。

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
賃借料(千円)	113,156	-
サーバー費(千円)	109,068	111,674
外注費(千円)	104,553	173,095
支払手数料(千円)	69,643	73,260

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予 約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合 計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	1,097,402	1,097,402	1,097,402	1,266,695	1,266,695	-	928,109	1,887	929,997
当期変動額									
新株の発行	511,525	511,525	511,525				1,023,050		1,023,050
新株予約権の行使	375,000	375,000	375,000				750,000		750,000
当期純損失（ ）				632,776	632,776		632,776		632,776
自己株式の取得									-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									-
当期変動額合計	886,525	886,525	886,525	632,776	632,776	-	1,140,273	-	1,140,273
当期末残高	1,983,927	1,983,927	1,983,927	1,899,472	1,899,472	-	2,068,382	1,887	2,070,270

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予 約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合 計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	1,983,927	1,983,927	1,983,927	1,899,472	1,899,472	-	2,068,382	1,887	2,070,270
当期変動額									
新株の発行	512,986	512,986	512,986				1,025,973		1,025,973
新株予約権の行使	48,023	48,023	48,023				96,046		96,046
当期純損失（ ）				939,895	939,895		939,895		939,895
自己株式の取得						135	135		135
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								360	360
当期変動額合計	561,009	561,009	561,009	939,895	939,895	135	181,988	360	181,627
当期末残高	2,544,937	2,544,937	2,544,937	2,839,367	2,839,367	135	2,250,370	1,526	2,251,897

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	627,907	931,115
減価償却費	30,926	33,173
のれん償却額	28,116	28,116
貸倒引当金の増減額(は減少)	11,415	2,540
受取利息	43	69
支払利息	6,148	2,792
株式交付費	7,402	4,168
上場関連費用	24,632	820
売上債権の増減額(は増加)	99,352	160,249
たな卸資産の増減額(は増加)	3,001	4,365
前払費用の増減額(は増加)	51,476	28,785
その他の流動資産の増減額(は増加)	910	2,235
仕入債務の増減額(は減少)	10,227	20,714
未払金の増減額(は減少)	122,400	34,378
未払費用の増減額(は減少)	40,256	68,763
前受金の増減額(は減少)	1,320	20,616
預り金の増減額(は減少)	4,686	10,201
その他	19,962	773
小計	558,349	895,289
利息の受取額	43	69
利息の支払額	5,966	2,792
法人税等の支払額	4,339	6,476
営業活動によるキャッシュ・フロー	568,611	904,489
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	10,376	24,077
敷金及び保証金の差入による支出	-	141,950
敷金及び保証金の回収による収入	141,950	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	131,573	166,027
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	232,720	77,780
長期借入金の返済による支出	81,242	124,992
株式の発行による収入	1,015,647	1,022,149
新株予約権の行使による株式の発行による収入	750,000	95,340
その他	24,632	956
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,427,052	913,761
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	990,014	156,756
現金及び現金同等物の期首残高	1,034,658	2,024,672
現金及び現金同等物の期末残高	1,202,672	1,867,916

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物 定額法

工具、器具及び備品 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～18年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

のれん 5年

ソフトウェア 5年

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基礎となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産 181,592千円

無形固定資産 61,553千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

上記(1)の各資産を含む固定資産については、各事業年度の末日現在に、資産又は資産グループに減損の兆候があるか否かを評価し、減損の兆候がある場合には、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより、当該資産又は資産グループについて減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。当事業年度においては、固定資産について減損損失を計上しておりません。

これらの予測は、高い不確実性を伴い、割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(地代家賃等の計上区分)

当事業年度より、従来、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」として計上していた地代家賃等を、「販売費及び一般管理費」として計上することとしました。

この変更は、賃貸借契約の更新に際してオフィスの利用目的を再検討した結果、コロナ禍において在宅勤務が促進されたこと等に伴い、業務を行う場所という目的以上に従業員のエンゲージメント醸成の場所という目的を重視するようになった実態をより適切に表すと判断したためであります。

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による重要な影響は生じておらず、当事業年度における会計上の見積りに重要な影響を与えるものではありませんでした。また、2022年12月期につきましても、その状況に大幅な変化はないとの仮定に基づき、会計上の見積りを適切に行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多いため、引き続き今後の動向を注視してまいります。

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度37%、当事業年度37%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度63%、当事業年度63%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
広告宣伝費	700,125千円	1,118,419千円
給料及び手当	516,025	621,404
貸倒引当金繰入額	11,415	3,051
減価償却費	16,722	23,788
のれん償却額	28,116	28,116
2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額		
	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
	9,951千円	276,128千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1.2.	24,900	11,638,700	-	11,663,600
A種優先株式(注)2.	6,650	-	6,650	-
B種優先株式(注)2.	2,191	-	2,191	-
C種優先株式(注)2.3.	2,721	1,250	3,971	-
合計	36,462	11,639,950	12,812	11,663,600
自己株式				
A種優先株式(注)2.	-	6,650	6,650	-
B種優先株式(注)2.	-	2,191	2,191	-
C種優先株式(注)2.3.	-	3,971	3,971	-
合計	-	12,812	12,812	-

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加の内訳は、次のとおりであります。

種類株式の取得事由の発生に伴う交付による増加	12,812株
株式分割による増加	11,275,888株
公募による新株式の発行による増加	350,000株

2. 2020年8月25日開催の取締役会においてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2020年8月25日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式は、2020年8月25日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
3. 2020年9月4日付で第5回新株予約権の権利行使が行われたことから、C種優先株式1,250株を発行しております。また、2020年9月11日付で株主からの取得請求権行使があったことから、新たに発行されたC種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。なお、当社が取得したC種優先株式は、同日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第4回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	1,887
	合計	-	-	-	-	-	1,887

(注)上記のストック・オプションとしての新株予約権は、当事業年度末において権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1.	11,663,600	823,500	-	12,487,100
合計	11,663,600	823,500	-	12,487,100
自己株式				
普通株式（注）2.	-	32	-	32
合計	-	32	-	32

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加の内訳は、次のとおりであります。

第三者割当増資による新株式の発行による増加 351,000株

新株予約権の権利行使による増加 472,500株

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第4回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	1,526
	合計	-	-	-	-	-	1,526

（注）上記のストック・オプションとしての新株予約権のうち一部は、当事業年度末において権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
現金及び預金勘定	2,024,672千円	1,867,916千円
現金及び現金同等物	2,024,672千円	1,867,916千円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
1年内	283,900	283,900
1年超	567,801	283,900
合計	851,701	567,801

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき事業に必要な資金を銀行等金融機関からの借入、第三者割当増資等によって調達しております。また、資金運用については流動性の高い預金等に限定し、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び預り金は、1年以内の支払期日であります。

借入金には主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の債務不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、取引相手ごとに期日及び残高管理を徹底することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2020年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,024,672	2,024,672	-
(2) 受取手形	6,594	6,594	-
(3) 売掛金	293,763	293,763	-
(4) 差入保証金	144,553	133,589	10,963
資産計	2,469,584	2,458,620	10,963
(1) 買掛金	16,999	16,999	-
(2) 短期借入金	77,780	77,780	-
(3) 未払金	220,413	220,413	-
(4) 未払費用	26,445	26,445	-
(5) 未払法人税等	28,710	28,710	-
(6) 預り金	41,584	41,584	-
(7) 長期借入金（*）	347,928	347,267	660
負債計	759,861	759,201	660

（*）1年内返済予定の金額を含んでおります。

当事業年度（2021年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,867,916	1,867,916	-
(2) 受取手形	2,992	2,992	-
(3) 売掛金	457,615	457,615	-
(4) 差入保証金	285,506	264,657	20,849
資産計	2,614,030	2,593,181	20,849
(1) 買掛金	37,713	37,713	-
(2) 短期借入金	-	-	-
(3) 未払金	251,945	251,945	-
(4) 未払費用	95,209	95,209	-
(5) 未払法人税等	30,789	30,789	-
(6) 預り金	51,786	51,786	-
(7) 長期借入金（*）	222,936	222,520	415
負債計	690,381	689,965	415

（*）1年内返済予定の金額を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、そのキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等、(6) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,024,672	-	-	-
受取手形	6,594	-	-	-
売掛金	293,763	-	-	-
差入保証金	-	-	-	144,553
合計	2,325,030	-	-	144,553

当事業年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,867,916	-	-	-
受取手形	2,992	-	-	-
売掛金	457,615	-	-	-
差入保証金	-	-	-	285,506
合計	2,328,524	-	-	285,506

3. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
前事業年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	77,780	-	-	-	-	-
長期借入金	124,992	104,186	75,000	43,750	-	-
合計	202,772	104,186	75,000	43,750	-	-

当事業年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	-	-	-	-	-	-
長期借入金	104,186	75,000	43,750	-	-	-
合計	104,186	75,000	43,750	-	-	-

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	-	-

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(2021年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2020年9月14日付株式分割(1株につき300株の割合)による分割後の数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権 (1)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 14名	当社従業員 23名	当社従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 85,500株	普通株式 112,500株	普通株式 90,000株
付与日	2016年6月27日	2017年3月27日	2017年12月11日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。		
権利行使期間	自 2018年6月28日 至 2026年6月27日	自 2019年3月28日 至 2027年3月27日	自 2019年7月25日 至 2027年7月24日

	第3回新株予約権 (2)	第3回新株予約権 (3)	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 35名	当社従業員 9名	当社の社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 240,000株	普通株式 73,500株	普通株式 750,000株
付与日	2018年4月24日	2018年7月23日	2019年1月28日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。		
権利行使期間	自 2019年7月25日 至 2027年7月24日	自 2019年7月25日 至 2027年7月24日	自 2021年1月29日 至 2029年1月27日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況
ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権 (1)
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	40,500	58,500	76,500
権利確定	-	-	-
権利行使	39,600	49,500	9,000
失効	-	-	-
未行使残	900	9,000	67,500

	第3回新株予約権 (2)	第3回新株予約権 (3)	第4回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	750,000
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	375,000
未確定残	-	-	375,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末	228,000	73,500	-
権利確定	-	-	375,000
権利行使	169,500	61,500	143,400
失効	-	-	5,100
未行使残	58,500	12,000	226,500

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権 (1)
権利行使価格 (円)	167	167	167
行使時平均株価 (円)	4,136	4,181	5,903
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第3回新株予約権 (2)	第3回新株予約権 (3)	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	167	167	284
行使時平均株価 (円)	4,646	4,496	4,131
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、純資産価額方式及びDCF方式等の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額

2,584,748千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

1,984,573千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	7,309千円	7,240千円
未払事業所税	1,227	1,456
貸倒引当金	4,173	4,951
減価償却費	6,553	78,490
一括償却資産	6,451	4,096
未払賞与	4,871	25,179
フリーレント賃料	-	24,147
ソフトウェア	-	49,099
税務上の繰越欠損金(注)2	543,053	660,903
その他	481	1,525
繰延税金資産小計	574,121	857,091
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	543,053	660,903
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	31,068	196,188
評価性引当額小計(注)1	574,121	857,091
繰延税金資産合計	-	-

(注)1. 評価性引当額が282,970千円増加しております。この増加の主な内容は、減価償却費に係る評価性引当額が71,937千円、ソフトウェアに係る評価性引当額が49,099千円、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が117,850千円増加したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金()	-	5,469	1,762	4,653	44,070	487,096	543,053
評価性引当額	-	5,469	1,762	4,653	44,070	487,096	543,053
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金()	5,469	1,762	4,653	44,070	15,562	589,383	660,903
評価性引当額	5,469	1,762	4,653	44,070	15,562	589,383	660,903
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、アプリ運営プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客売上高のうち、売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社は、アプリ運営プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり純資産額	177.34円	180.22円
1株当たり当期純損失()	69.77円	76.67円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
2. 当社は、2020年9月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割しております。2020年12月期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
当期純損失()(千円)	632,776	939,895
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失()(千円)	632,776	939,895
普通株式の期中平均株式数(株)	9,069,417	12,259,206
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権6種類(新株予約権の数4,090個 普通株式1,227,000株)。	新株予約権6種類(新株予約権の数2,498個 普通株式749,400株)。

(重要な後発事象)

(新株予約権(有償ストック・オプション)の発行)

当社は、2022年3月17日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び監査役に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。また、2022年3月25日開催の当社取締役会において、割当に関して決議いたしました。本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

1. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すにあたり、より一層経営や業績へのコミットメントを高めることを目的として、当社の取締役及び監査役に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の数

1,280個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式128,000株とし、下記(3)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は、700円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルーラス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

(3) 新株予約権の内容

新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2024年3月26日から2032年3月16日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2023年12月期から2026年12月期までの期間において、いずれかの四半期会計期間における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が、17.5億円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の懸念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

(4) 新株予約権の割当日

2022年4月1日

(5) 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記（ 3 ） に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

(6) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（ 3 ） に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（ 3 ） で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（ 6 ） に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記（ 3 ） に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（ 3 ） に定める行使期間の末日までとする

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（ 3 ） に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記（ 3 ） に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記（ 5 ） に準じて決定する

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(7) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

(8) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2022年4月1日

(9) 申込期日

2022年3月24日

(10) 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役及び監査役 5名 1,280個

(新株予約権(税制適格ストック・オプション)の発行)

当社は、2022年3月17日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員に対し、ストック・オプションとして下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。また、2022年3月25日開催の当社取締役会において、割当に関して決議いたしました。

1. 新株予約権(税制適格ストック・オプション)を発行する理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の従業員に対して、無償にて新株予約権を発行するものであります。本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の数

1,248個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式124,800株とし、下記(3)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

(3) 新株予約権の内容

新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2024年3月26日から2032年3月16日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）とする。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2023年12月期から2026年12月期までの期間において、いずれかの四半期会計期間における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が17.5億円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の懸念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

(4) 新株予約権の割当日

2022年4月1日

(5) 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記（ 3 ） に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

(6) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（ 3 ） に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（ 3 ） で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（ 6 ） に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記（ 3 ） に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（ 3 ） に定める行使期間の末日までとする

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（ 3 ） に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記（ 3 ） に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記（ 5 ） に準じて決定する

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(7) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

(8) 申込期日

2022年3月24日

(9) 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社従業員 165名 1,248個

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	177,801	-	-	177,801	33,117	12,819	144,684
工具、器具及び備品	64,105	21,231	-	85,337	48,429	19,646	36,907
有形固定資産計	241,907	21,231	-	263,139	81,547	32,465	181,592
無形固定資産							
のれん	140,584	-	-	140,584	79,664	28,116	60,919
ソフトウェア	3,540	-	-	3,540	2,907	708	633
無形固定資産計	144,124	-	-	144,124	82,571	28,824	61,553

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品 増加額 備品購入 21,231千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	77,780	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	124,992	104,186	0.79	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	222,936	118,750	0.79	2023年～2024年
合計	425,708	222,936	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	75,000	43,750	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	13,629	9,163	510	6,111	16,170

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額5,446千円及び貸倒懸念債権の回収等による取崩額665千円であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	1,867,916
合計	1,867,916

ロ．受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
凸版印刷(株)	2,992
合計	2,992

期日別内訳

期日別	金額(千円)
2022年 1月	748
2月	748
3月	748
4月	748
合計	2,992

ハ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ジョンソン・エンド・ジョンソン(株)	19,464
(株)ポーラ	18,095
(株)ジュン	11,528
(株)日立ソリューションズ	8,952
山崎実業(株)	8,919
その他	390,655
合計	457,615

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
293,763	3,542,254	3,378,403	457,615	88.1	39

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

二．仕掛品

品目	金額(千円)
アプリ制作	18,396
合計	18,396

固定資産

イ．差入保証金

区分	金額(千円)
本社敷金	281,646
その他	3,860
合計	285,506

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額(千円)
(株)エイブリッジ	12,717
パルテス(株)	5,885
(株)ピクセルグリッド	3,465
(株)ラナエクストラクティブ	3,365
(株)オーバードライブ	3,355
その他	8,926
合計	37,713

ロ．未払金

相手先	金額(千円)
(株)CyberACE	35,959
(株)sizebook	16,062
(株)博報堂	15,442
クラスメソッド(株)	13,688
(株)セレブリックス	8,437
その他	162,356
合計	251,945

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	711,033	1,479,337	2,314,815	3,263,969
税引前四半期(当期)純損失 ()(千円)	104,368	442,436	639,270	931,115
四半期(当期)純損失() (千円)	106,165	446,845	645,865	939,895
1株当たり四半期(当期)純 損失()(円)	8.79	36.82	52.95	76.67

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失 ()(円)	8.79	27.95	16.15	23.63

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告により行うとしております。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://yapli.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第8期）（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）2021年3月31日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年3月31日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第9期第1四半期）（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）2021年5月17日関東財務局長に提出

（第9期第2四半期）（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月16日関東財務局長に提出

（第9期第3四半期）（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）2021年11月11日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2021年3月31日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2022年3月17日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

2022年3月17日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年3月30日

株式会社ヤプリ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 植草 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伏木 貞彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヤプリの2021年1月1日から2021年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤプリの2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

初期制作収入の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、顧客に対してアプリ開発技術がなくてもプログラミング不要でネイティブアプリを開発、運用できるクラウド型のアプリ運営プラットフォーム「Yappli」を提供しており、アプリの初期制作サポートに対する対価及びYappliの月額利用料に対する対価が主な収益源となっている。このうち、月額利用料以外の売上高は736,648千円であり、売上高の23%を占めているが、その大部分は初期制作収入である。</p> <p>会社は、実現主義の原則に基づいて、サービスの提供が完了し、かつ、対価が成立したと判断される時点で売上を計上している。初期制作サポートについては、サービスの提供が完了した時点を示す、顧客による検収等の時点で売上を計上している。</p> <p>時の経過に伴って売上計上される月額利用料とは異なり、初期制作収入の計上には、サービスの提供が完了した時点を識別する必要がある。その結果、初期制作サポートの提供が未了であるにも関わらず、不適切な会計期間に売上計上されるリスクが存在する。</p> <p>以上から、当監査法人は、初期制作収入の期間帰属の適切性の検討が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、初期制作収入の期間帰属の適切性を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>初期制作収入の認識プロセスに関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、売上計上日付と顧客からの検収書等に記載された初期制作サポートの提供完了日付を照合する統制や、売上計上日付が販売管理システム上の受注データと整合していることを確認する統制に特に焦点を当てた。</p> <p>(2) 適切な会計期間に売上計上されているか否かの検討</p> <p>初期制作収入が適切な会計期間に計上されているか否かを検討するため、以下を含む監査手続を実施した。</p> <p>初期制作収入のうち、一定の条件を満たす取引を対象として、次の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 売上計上日付と顧客からの検収書等に記載された初期制作サポートの提供完了日付とを照合した。 売上計上金額と契約書等に記載された金額とを照合した。 <p>当事業年度の売上の取消しとして処理すべきものがないことを確認するため、期末日直後の一定の期間における初期制作収入の取消処理の有無を確認した。</p>

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。